資料集No.2

入管と縁を切りたい!

——日本国籍確認の斗い——

目　　次

金さんの経歴 …… 金さんの裁判をすすめる会 1

3.19裁判傍聴記 …… 12

裁判終了後の集会での発言

崔　昌　華 …… 14

伊藤ルイ …… 18

宋　斗　会 …… 19

大西正之 …… 20

金　得　三 …… 21

G・ディビス …… 22

国側答弁書 …… 23

金さんと酒 …… 山田一男 25

在日韓国、朝鮮人の参政権獲得斗争 …… 崔　昌　華 27

「ビッコ」の表現について …… 山田一男 37

「異邦人の河」上映運動の中で考えたこと …… 佐藤　勉 39

編集後記 …… 50

1976.6.12

金鐘甲さんの裁判をすすめる会

〝苦難の過去償え〟

50.8.7 毎(朝刊)

在日朝鮮人、国相手に初の訴訟へ

三十回目の8・15を前に十一日、一人の在日朝鮮人が国を相手取って「日本国籍確認」と「強制連行など過去の日本の政策に伴う損害賠償・慰謝料請求」の訴訟を福岡地裁に起こす。昭和四十四年に京都府の在日韓国人、宋斗会さん(62)＝韓国籍＝がやはり日本国籍確認の訴えを起こして係争中だが、朝鮮籍の人が日本国籍確認訴訟を起こすのは初めて。また強制連行されたことなどについての損害賠償や慰謝料を求めるのも初のケースで、過去の日本の対朝鮮政策を根底から問い直すものとして反響を呼びそうだ。



「日本国籍の確認を」

強制連行には二千万円」福岡地裁に

訴えを起こすのは、北九州市門司区錦町、門司労災病院内、無職、金鍾甲さん(74)。

訴状によると、金さんは慶尚北道金泉郡に生まれ、昭和十六年六月、日本に強制連行され、千島列島で、飛行場建設をさせられた。ここではタコ部屋に閉じ込められ、棒で殴られるなど虐待された。間もなく逃亡防止用に手錠をはめられて宮城県多賀城に移され、再び土木工事などで酷使された。終戦の二十年八月十五日、自由の身になったが、仕事も金もなく日本に残らざるを得なかった。昭和二十六年、友人に頼まれ、盗品を持っていたと警察に逮捕され、一年二カ月の実刑を言い渡された。

出所と同時に退去強制処分を受け、長崎県大村収容所に収容されたが、当時の李承晩韓国大統領が刑余者の送還を拒否していたことから送還を免れ、昭和三十三年「特別在留許可」を受けて出所。以来、北九州市門司区で沖仲仕などをしながら暮らしていたところ昭和四十六年、再び退去強制処分を受けたが、間もなく仮放免となった。その後、脳卒中で倒れ、同病院に入院しているが、昨年再び「特別在留許可」がおりた。

目まぐるしく変わる滞在資格。戦前は〝国国民〟として連行しながら戦後は外国人とした国籍政策に問題があり「国籍として朝鮮人だが、日本国籍を有する」として、日本国籍確認を求めるとともに強制連行や強制労働、大村収容所で受けた苦痛などに対し三千万円の損害賠償・慰謝料支払いを求めている。

在日朝鮮・韓国人の国籍については、昭和二十二年の外国人登録令施行に伴う一斉分の際、外国人とみなす」と規定され、サンフランシスコ平和条約締結とともに日本国籍を喪失した――というのが国側の従来の解釈。三十六年の最高裁判決でも、この解釈を支持している。

金さんの主張は、これと真っ向から対立するもので、在日韓国人の人権擁護運動をしている在日大韓基督教小倉教会の崔昌華牧師や門司労災病院勤務、兼崎健さん(三三)ら支援グループの人たちは①領土の変更に伴う国籍の一変更の際、国際法的には条約締結当時、日本国内にいた朝鮮人には日本国籍をとるか、朝鮮籍をとるかの選択権が当然与えられるべきだった②サンフランシスコ条約に選択権が規定されていなかったのに乗じて、日本政府は二十七年四月、法務省民事局長通達で一方的に日本国籍をはく奪したのは国際法に違法②この時、国会(十二回参議院)で「国籍選択主義をとらない不都合は帰化によって解決する」としているが、日本の帰化政策は〝同化〟を強いるものであって、民族性を捨てることが求められている――などから「国籍選択権に基づいて日本国籍を選択すべきである」――としている。

また、強制連行などの損害については、強制労働の実態や大村収容所での虐待を立証していくという。

崔昌華牧師の話　国籍という概念は人権と一体のもので、在日朝鮮・韓国人は当然持つべき日本国籍を奪われているために人権を侵されている。今後、日本で在日二世、三世たちが、人権を守られた状態で、民族の誇りを保ちながら生き抜いていくためにも、この訴訟は重要だ。

トコトン争う

金鍾甲さんの話　はっきり言って、もう人国管理事務所と付き合いは出そうというなら、トコトン争うのはごめんだ。日本国籍を認めてくれと訴えるのは〝日本人になりたい〟ということではない。私は朝鮮人としての誇りを持っているが、どうしても私を日本から追い出そうというなら、トコトン争う。

私の経歴（一九二〇～一九五三）

――第二準備書面として提出――

金鐘甲さんの話のきき書きと補促

一、はじめに

なぜ、私が日本国籍確認をこの訴訟で、被告日本国にせまったかを理解していただくためには、まず私の経歴をのべなければなりません。かいつまんで言いますと、私は自分の意志で日本国民になったわけでもないし、日本国に居住するようになったわけでもありません。私の意志に反して、日本国によって強制されてなったわけです。私達、朝鮮人は朝鮮半島において独立した国家の国民であったわけですが、一九一〇年いわゆる「日韓併合」によって日本国によって朝鮮が侵略領有された結果として日本国民にされたわけです。このとき、朝鮮人は日本国籍を離脱することは許されず、即ち強制的に日本国民にされたわけです。

二、私の出生と朝鮮での生活

このようにして、私の父、金日文（キムイルムン）も日本国籍をもつようになったのです。一九二〇年、父が二〇代の中半の頃釜山（プサン）の北方の慶尚北道金泉郡の田舎に、私は長男として生まれました。名前は、役所には鐘甲（チョンカプ）と届けてありますが、親はいつもブンスウと私をよんでいました。母は私一人を生んで、三才の頃死亡したため、顔も名前も、私は記憶にありません。父はその後、再婚して、継母との間に三子をもうけました。私が強制連行される当時、私の弟は、八つ位で、妹は二人とも一〇以上だったように思います。

私の生まれた場所が金泉郡の何という面（ミョン）か覚えていませんが、百戸位あり、ほとんど金（キム）といっていたように記憶しています。

けれど、「おまえ達は今は半島じゃない、日本人だから日本名を名のれ」と一九四〇年より実施された「創氏改名」により、面の人もそれぞれ、金原（カネハラ）とか金本（カネモト）とか、

氏を決定して届け出たように記憶しています。私の父も金原（カネハラ）と届出ました。面の人はほとんど農家で私の家もそうでした。畑四反といくらかの田んぼがあり、米、綿、白菜、大根、豆などをつくっていました。日本統治下の朝鮮では、山は禿山が多く、川も雨の降らない時は水がないといった状態で、雨が順調に降った年でさえ一家がやっと食べる程の収獲しかありませんでした。その上、「日韓併合」と共に始った「土地調査事業」により朝鮮人の土地はとり上げられ、地味のわるく、より少い面積の土地が朝鮮人に残された状態でした。

私のいた面でも、河ぞいの地味のよい土地は日本人によってとり上げられていました。面の半数は小作で、残りの半数も自作とは名ばかりで、まったく食うや食わずの状態でした。少い収穫の中から高率の税がとられ、私の家でも、自分の家でできた玄米だけでは足らず、金で米を買って税金を支払っていました。一九二〇年以来、朝鮮にひかれてきた、「産米増殖計画」にもとづき、朝鮮の米を「帝国ニオケル食料品ノ自給ニ資セム」目的で「内地」へ奪い去っていったため、私の家でも食餌はおかゆがほとんどでした。おかゆといっても中味の大部分は干した豆や大根の葉で米粒がわずかに混じるといった程度のものでした。また、綿も朝鮮総督府により、作ることを強制されていましたが、全部「内地」へもち去られていました。とても農業だけでは一家が食っていけず稲のワラもすてたり、焼いたりせず、冬は一家全員でムシロをあみ、一枚四、五銭で売って生計の足しにしていました。また、家の屋根も板などでふくことはできず、日本の農家のように半永久的なワラぶきの屋根をつくる程のワラも確保できず、少量のワラで毎年応急的な屋根をつくっていました。

面にも日本人が住んでいましたが、子供達は「日本人」ときけばふるえていました。面の中の酒屋や問屋はほとんど日本人が経営しており、巡査や役人はほとんど日本人で占められており、朝鮮人はいてもわずかでした。いわゆる「皇民化政策」により、日本語の使用を強制されていましたが、面の大人たちはほとんど日本語は話せませんでした。面の学校では朝鮮語の使用は禁止されており日本語のみを教えていました。十人位の朝鮮人の子供が学校に通っていましたが、自分の家はとてもそんな余裕はなく、私は学校にいったことはありません。そんなわけで、私は読み書きを習ったことはなく、朝鮮語は話せますが、読み書きはできません。

のちに、強制連行されて、強制労働の中で、日本語以外を使うとなぐられるし、道具の名前を日本語でいわれてわからないとなぐるといったふうに強制的に日本語を憶えさせられましたが、日本語も読み書きはできません。

私は幼い頃より、家の仕事を手伝っていましたが、家も一家が食える程の収穫も収入もない上、その上、継母は食餌の量などでも、実子にくらべて私に少くするといったふうだったので、十七才頃より、同じ面の他の農家にすみこみで仕きにでました。

ここまでのべてきましたように、「日韓併合」下の朝鮮での私と私の家族の暮しは衣食住さえ不足した状態であったわけですが、朝鮮人である私にとって、朝鮮での生活はかけがえのないものでした。

三、強制連行されて「内地」へつれてこられるまで。

天皇をいただく「大東亜共栄圏」の建設をめざす、日本の東アジアへの侵略戦争が深まり、「内地」での労仂力不足が叫ばれる中で、朝鮮人にはより厳しい状態が訪れてきました。一九三九年、「内地」で国民徴用令が施行されると共に、朝鮮では朝鮮人労仂者募集要綱が制定され、郡庁より面に募集割当がくるようになり、事実上の強制連行が始まったわけです。その頃、私は食うための毎日におわれていて、あまり仕事以外のことに関心をもつ時間がなかったので、その頃の様子は詳しくは知らないのですが、私の時のように手足をしばってつれていくといったふうではなかったように思います。

私に強制連行の「募集」がきたのは一九四一年春の終り頃だったように思います。一九四一年とこの年だけははっきり記憶していますのは、なんといっても、私の生涯にとっての忘れえぬ年だからです。それに、前年の一九四〇年に半年ばかり、「満州」におじさんといっしょに農業の出かせぎに行き、そこで日本兵が中国人を虐待し殺すのを見聞きしたことも記憶に焼きついており、一九四一年という年だけははっきり憶えているわけです。

「募集」とは名ばかりで、実際上は、他の人の例と同じように、全くの強制連行だったのです。ある日、突然、私の父のところに面の役所より、「募集」の通知がきました。父は「この子がいなくなると百姓するものがいない」と拒否しようとしたのですが、「きさま、なまいきいうな！」と大きな棍棒で父をなぐりつけるので、私も逃げることもできず、「募集」に応ぜざるをえなかったわけです。私は二十一才で、ちょうど縁談がもち上って

おり、結婚する予定で話をすすめていたわけですが、「内地」へつれていかれるといつ帰れるかわからないので、話をいったんことわって、まったく不本意ながら「募集」に応じたわけです。

「募集」にきた日本人が「仂けば一日二〇～三〇円にもなる」と夢のような話をいっていました。当時の面では仂き口もなし、口があっても一日三〇銭ぐらいしかならず、家でも食うや食わずの状態でしたから、せめて、めしぐらいは腹いっぱい食わしてくれるだろうといったあわい期待も、あきらめの中にわずかに残っていました。当時は、まだ裏金をつかえば「募集」されずにすんでおり、金持の息子などは金や代理人を出して、うまくのがれていましたが、私の家ではもちろんそんな金はありませんでした。その回は、私のいた面では四人程度の割当があったようですが、「募集」されたのは私といとこの二人だけでした。このいとこは父の兄の息子でした。それまでは、形の上だけでも契約期間があったようですが私の場合にはそれもありませんでした。

手足をつながれて、金泉郡より汽車で釜山につれていかれました。それまで、汽車も船も乗ったことはなく海もみたことはありませんでした。少年の頃、汽車をみるために遠くの丘の上までのぼり、汽車が煙をはいて走るのをみにいったこともありましたが、その汽車にこうしてはじめて乗ることになり、話にだけ聞いていた船や海をみることになろうとは夢にも思っていないことでした。釜山では同じようにしてつれてこられた人が、二万人もいるかと思う程たくさんあつめられていました。旅館に監視にみはられて一泊し、次の日に、行先は「内地」とだけ教えられて船にのせられました。それまでに、すでに一〇〇万人位、「内地」に連れていかれているなどとうわさに聞いていましたから、きっと寒い地方につれていかれるのだろうと思っていました。

「おまえ達は今は半島じゃない。日本人だから日本のために仂かなければならない。」と訓示され、自分達は日本政府によって連行されているのだと思っていました。

四、千島での強制労働

三人一組で、手足をくくられて船にのせられ、八時間位で下関につき、そこからは貨物列車に乗せられました。汽車でも車りょう一台に一〇人位の見張りが棍棒をもって見張っており、大小便も三人一組でつないだままさせそれもなかなか許してくれず、たれ流しの状態でした。

逃げることは監視がきびしくてとてもできなかったし、また、地理がわからないので逃げることは考えませんでした。行先は教えられませんでしたが、今考えてみれば、青森に行き、そこから北海道にわたり、そこで全員、船に乗せられて、食料を積みこんで、千島へ向いました。船では船倉に全員押しこめられており、外へは出られなかったのですが、ずいぶんと長い時間かかって千島につきました。気候が朝鮮と全くちがうのでわかりませんが八月頃ではなかったかと思います。

千島列島の中の小さな島で、名前も教えられませんでしたが、家もなく以前には誰も住んでいた様子もない、中央に十メートルくらいの丘のある島でした。もう、「どうせここで死ぬだろう」とあきらめの心境でした。島に残ったのは一〇〇人位の菅原組の日本人と三〇人位の日本人の女達と、釜山より強制連行されてきた朝鮮人の男達でした。女達は菅原組の男達の「慰安婦」としてつれてこられた人達でした。着いてからは、まず住むための長さ百メートル位のバラックを一棟建てさせられました。その中に、全員がもやしのように、ギッシリとつめこまれたわけです。仕事はスコップとつるはしで丘をけづって地面を平らにする仕事だったので、飛行場の建設のように思いました。朝、太陽が出ると仕事にかり出され雨風の関係なく労仂させられました。千島の夏の夜は白夜で三時間くらいのものですから、睡眠時間もそれに近いものでした。

百人位の菅原組の監視がピストル、鉄砲、刀をもち、犬をつれて見張っており、仕事中に話をしたら棒が折れるまでなぐるし、仕事中は、小便も許してくれませんでした。「おまえ達は死んでもよい」と公言し、なぐる、けるは日常のことでした。特に元気のよいものは反抗できないように棍棒でなぐられ足を折られたりしました。そのために、あくる日起き上ることができなくても、仕事場につれていって、放り出しておいたりしました。仕事場でも、トロッコに泥をたくさん積みこませて押すのに手間取っていると、「きさま、それで国のためになるか！」と釘をうちこんだ棍棒で尻をなぐったりしました。少し日本語のわかるものが「そんなにたたかなくてもいいじゃないか」と抗議すると半殺しの目にあわされました。とにかく、四〇～五〇人は直接的に殺されたように思います。とくにシンガポールを日本軍が奪った時は、菅原組の連中は祝いの酒盛りをやり、その勢いで私達のところへやってきて、「日本の兵隊は国のために死んで

いるのだから、おまえ達朝鮮人など何人死んでもよい」と私達をメチャクチャになぐったので、今でも「シンガポール陥落」の時は忘れられません。食餌は日に三回あったように記憶しますが、黒くなっていやなにおいのするうどんとか、くさりかかった豆の入った汁や、くさりかかったたくあんで、要するに犬もくわない代物でした。それさえも腹いっぱい食べた記憶はありません。それに水も満足に飲ましてくれませんでした。毛布も一人に一～二枚で寒くてしようがありませんでした。それに、時々、米軍機が一～二機やってきて爆撃するので、それでも多くの仲間が死にました。私のいとこもこの爆撃で殺されました。いとこは私より一つ年下で、体格もよく男まえだったのですが、ある時賃金について菅原組にたずねたところ、かかとが折れるまでなぐられ、これがもとで足が不自由になり、米軍機の爆撃のさいに逃げおくれて死んだわけです。いとこの死体のそばにもよりつかしてくれませんでした。私もこのいとこがなぐられる時、「たたかないで使ってくれ」といったので、なぐられ、あばら骨が二本折られました。

千島にいったい、いつ着いていつまでいたのか、暦をまったくみせてくれなかったので見当もつきませんが、自分では半年ぐらいではなかったかと思っています。

五、宮城県での強制労働

千島で生き残ったものは、また一隻の船に乗せられました。みんな船倉にいれられていましたので途中のことなどわかりませんが、北海道のどこかの港につき、そこから汽車に乗せられ、さらに汽車ごと船に乗せられて宵森にわたり、また汽車に乗せられて宮城県の塩釜につれて行かれました。塩釜の近くの多賀城というところで、ひき続き菅原組のもとで強制労仂させられることになったわけです。ここでの仕事は飛行場建設で、私達の仕事け主に泥をはこぶ土方仕事でした。

ここでは、鎖をつけた囚人も労仂させられていました。菅原組以外にも清水組、大林組などの何組かの会社が参加しており、強制労仂ではない日本人や朝鮮人も仂いていましたが、強制労仂させられていたのは朝鮮人である私達のグループだけのようでした。

ここでの労仂は依然としてきびしいものでしたが、千島よりは楽でした。それに一般労仂者といっしょだったので、気持の上で楽でした。仕事中、日本人の一般労仂者と行き交うこともありましたが、監視が厳しく口をき

くことも許されませんでした。彼らはとくに私達に敵対的でもありませんでしたが、きびしい監視の目をくぐって、私達と接触するというふうでもありませんでした。仕事中、菅原組の連中は棍棒をもって監視しており、何かといってはなぐるので、たまりませんでした。多賀城での労仂時間は一般労仂者といっしょでしたから、千島でよりはずっと短く、朝六時半～十二時、昼めしの後、午后一時～五時であったように思います。山にハッパをかけて崩し、ドロを貨車に入れて押させるわけですからたいへんでした。

住む場所は半分、海につきでた場所にバラックを一棟たて、そこに全員押しこめられました。入口は監視が見張り、海の反対側は山で逃げることはできませんでした。便所は沼みたいに深く大きく、便所を泳いでわたって脱走を試みて殺されたものがいたとうわさに聞きましたが脱走に成功したものがいたかどうか知りません。食餌は三食ありましたが、豆とくさったうどんがほとんどで、「百匁」あるといわれていましたが、どう考えてもドンブリの重さを含めてのことだろうと思います。とても腹一杯にはなりませんでした。ときに、腐りかかったアジが$\frac{1}{4}$匹程つくことがありました。食餌のことで文句でも言おうなら半殺しの目にされますので、なにも言えませんでした。衣服は年一回支給されましたが、冬服としてはとくに何もくれなかったように思います。それに地下たびと、一人当り毛布三枚をくれました。たえず、死と直面していた恐怖のみやきついていて、寒さのことは今ではあまり記憶に残っていません。賃金は千島でもここでも何もありませんでした。代りとしての物品や引換え券のようなものもありませんでした。賃金のことを言うと、「きさまら、朝鮮からここにつれてくるのに、いくらかかったと思っているのか！」と言ってなぐるので文句も言えませんでした。それでも正月休みは二～三日あったように記憶しています。ひどい労仂と食餌のたえざる惨虐な暴力のため、たくさんのものが不具になり病気になり、栄養失調で倒れるものが続出しました。病人だからといって仕事を休むことは許されませんでした。なかまのうちでも金持の家の息子に親が面会にきたこともありましたが、我子のひどくやつれた姿に、顔が見分けられない程でした。あまりのひどさに「菅原タコ部屋」といっておそれられていました。自分もここで死ぬものと思っていました。

その頃は日本人はとにかく威張っていましたし、朝鮮を

とり、中国、ソ連にも進出、日本は全部とってえらいなあと思っていました。一九四四年頃、塩釜で軍の火薬工場が大爆発を起し、これで日本は火薬がなくなり敗けるのではないかとうわさがたったのを記憶しています。いつ日本が敗戦したのかわかりませんでした。前から、みんなで憎しみの積った菅原組の連中を殺すことを相談していたのですが、いつの間にか菅原組の幹部連中が少しづついなくなり、気がついてみると朝鮮人だけがとり残されていたわけです。そんなふうにして、私達の強制労働は終りになったわけですが、多賀城では正味三年間ぐらい働かされたように思います。

六、日本の敗戦直後の生活

強制労働から解放されて、仕事もなく、金も食物もなく放り出されて、みんな、それぞれ食うためにチリヂリになってしまいました。これから、どうするかみんなで話合った記憶はありません。そのころは、まだ日本が敗戦したことははっきりわからず、私は働き口を求めて三菱細倉鉱山に行ってみました。というのは、そこでも朝鮮人を徴用で使っていると聞いていたものですから。そこに行くと、「朝鮮人はもう使わない、みんな国へ返した」と会社からいわれ変だなあと思いました。はっきり日本が敗けたのだと私が納得したのは一九四七年位になってじゃあないかと思います。とにかく、仕事もなく金もなく、その上ことばもよく通じないで困ってしまいました。日本人経営者は朝鮮人をやとってくれませんし、朝鮮人の飯場経営者も帰国してしまい働き口がなくて困りました。

こんな状態でしたから、日本政府が帰国の為のキップをかってくれたならば、朝鮮へ当然帰っていたでしょう。日本政府が朝鮮人の帰国のため何もしないので、その頃結成された在日本朝鮮人連盟が、自主的に帰国する人たちの世話をしていましたので、仲間も多くの人が帰国しました。私は汽車賃もない上、朝鮮に帰ってもたよれる身よりもいないだろうと思い、その上、いっしょにきたいとこも殺され、自分だけが帰るのも心苦しくためらっていました。もちろん、働いて金をためて帰国して、百姓をしようと考えていたこともありました。しかし、一度帰って再び日本に帰ってきた人の話では朝鮮での生活も厳しいときき、ためらっているうちに、そのまま日本に住みついてしまったわけです。宮城県の細倉で半年ばかり、朝鮮人の飯場にいて、鉱山の鉱石運搬などしてい

たこともありました。その頃、飯場の親方が、金本八郎という人が欠員となったので、私に金本八郎と名のれというのです。それまでは私は金原鐘甲（カネハラショウコウ）と言っていました。ちょうど一九四六年GHQにより「朝鮮人・琉球人及び台湾人の登録にかん　する覚書」が出され翌年の一九四七年勅令第二〇七号として外国人登録令が出され、登録が強制され、日本国籍を有するが出入国管理法令上では外国人とみなすという風に私達朝鮮人を外国人として登録するようにしてきた時期のことです。私は金本八郎は登録ずみの名前であり登録に行くめんどうさがないので、金本八郎と名のろうと思っていたのですが、あとで登録されていないとわかり、あらためて、金原鐘甲と登録しました。けれど、飯場の人が金本八郎の方がよびやすいと言うので、そのまま金本八郎と名のってきたわけです。今でも、私の知り合いは「ハッチャン」と私をよびます。金原鐘甲の名がいつ公式の登録でなくなぜ金鐘甲になったのか私には記憶がありません。

そんなふうでその飯場の職がなくなってからも私は金本八郎と名のって、かつぎやなどしてなんとか食べていたわけです。最初のころは日本人が経営していた旅館に朝鮮人四〇人位で宿泊し、米を一斗二〇円ぐらいで買ってきて東京へもっていって十倍くらいに売って生活していました。もちろん、はじめは、汽車など一人で乗ったこともありませんし、東京駅のような広い駅などみたこともありませんでしたから、日本人の友人にキップをかってやり、いっしょに東京までついていってもらっていました。駅員ともいろんな手で仲良くなり米をチッキで運ぶ手など使っていましたが、調子に乗りすぎて、一万二千円分の米をそっくり没収されてしまったこともありました。

そのうち、旅館がでてくれと言うので、細倉で、映画館の前にバラックを一軒たてて住むようになったわけです。この旅館を出るとき、旅館がふとんを一組くれましたので、さしあたってなんとか寝ることは解決しました。バラックといっても、本当に雨のもらないだけといったものでした。日本人から元手をかりて、ここで、米を買って、どぶろくを作ったり、アメを作ったりして生活しはじめたわけです。もちろん、どぶろくやアメなど作った経験もありませんから当初はずいぶん失敗しました。アメといっても砂糖のない時代ですから、もやしで甘みをつけて作るのですが、アメを作るつもりがノリになってしまったこともあります。どぶろくを作っている

のをみつかると罰金五〇〇〇円でしたから、おちついた毎日とは言えませんが、とにかく、こんなふうに一応生活のメドがたったわけです。当時、細倉には、戦争中に鉱山で徴用されていた朝鮮人もほとんど帰ってしまい、朝鮮人はあまりいませんでしたが、朝鮮人ののみ屋か女郎屋が五～六軒あったことを記憶しています。

そのころ、日本人の共産党員二人とも知り合いになりました。彼等は三菱細倉鉱山の前で赤旗をたてて、「日本政府は貧乏人をいじめるな！」などと書いたビラを配ったりしていましたので、手伝って、戸別に配ってやったりしたこともありました。ある時などはビラを配っているときに警察につかまり、ビラを作った人間のことなどいろいろ聞かれたこともありました。

そのうちに、日本人の娘とアメつくりを通じて親しくなり、いっしょにアメつくりなどするようになり、私のバラックで暮らすようになりました。彼女は当時、十七才位で、貧乏な家の娘でした。たしか、二万円位だして、ふとんなど家財道具をそろえたりしました。そして、彼女のおなかの中に、私の子供もできていました。ちょうどその時、あとでのべますような事件をデッチあげられたわけです。あの事件で私は実刑をうけ仙台刑務所に入れられてしまったため、彼女も私との間の子供を中絶してしまい、のみ屋に仂きに出てしまいました。私が、一度保釈で出たとき、彼女に会いに行くと、もう心もはなれたのか戸をしめて会おうともしませんので、戸をけおして入ろうとしたら、警察がきて「家宅侵入罪」でつかまり、その件で家庭裁判所におくられました。

あとにも先にも、この二～三年間が私が女性と共に暮した唯一の時期となったわけです。

七、窃盗の罪を着せられ刑務所に入れられた事

たしか、一九五二年だったと思います。私がたてたバラックがある場所に、三菱細倉鉱山がアパートをたてる予定となり、たちのきを要求してきました。私がたちのきを拒否すると隣組長や警察官までやってきて、たちのくように言いにきました。その上、会社が一万円もってたちのいてくれときましたので、受けとらず、かわりの住いをたててくれと要求して、たちのきを拒否していました。知り合いの共産党員も「がんばれ」と応援してくれていました。

ちょうどその頃のある日、夜十一時頃、のみ屋でどぶ

ろくのんでてきたところに、顔見知りのケンチャンが小さい木の車にくず鉄をひっぱってきたのに出会いました。ケンチャンというのは、私より二つ三つ年下の日本人です。ケンチャンが押すのを手伝ってくれと言うので、手伝って押していると、ちょうど私のバラックの近くにきたとき、顔見知りの警察官に出合い、クズ鉄が盗んだものとわかったわけです。警察官が「今夜は遅いから荷物はここにおいて帰れ」というので、私の家の前にその車をとめて、私は別に気にもとめず家に帰って寝ました。翌朝、私の家に警察官がやってきて逮捕されたわけです。警察ではケンチャンはつかまっていず、私だけが犯人としてつかまっているので、私は前後のいきさつを話しましたが聞き入れてくれず、私だけが裁判にかけられました。大体、細倉鉱山は鉄鉱石を産出する鉱山ですから、それまではくず鉄などを鉱山に行けば自由にくれていましたし、川添などにすててあったわけですが、一九五〇年朝鮮戦争がはじまり、急に、鉄の値だんが上ったためケンチャンもくず鉄を盗んで売ろうと思ったのでしょう。

裁判では弁護士費用がたしか七千円かかったことを覚えています。一九五二年一〇月二十一日築館(つきだて)簡易裁判所において住所侵入並びに窃盗の罪により徴役一年二ヵ月の刑を言いわたされました。そのとき、もちろん控訴しようと思いました。しかし、判決の当日、私の保釈身元引受人がやってこないのです。身元引受人は日本名をトクヤマと言う朝鮮人で、私のドブロク作りの仲間でした。その日の朝、彼といっしょだったのですが、先に行っておいてくれといったので、私だけが裁判所に先に一人できたわけです。保釈金一万五千円の受取りを彼の名前に私がしておいたため、その金が欲しかったのか、又、保釈されて仕事もなく、その頃はあのバラックもとりつぶされていて家もない私がやっかいになるとでも思ったのか、とにかく、彼はその日、約束をやぶって、こなかったわけです。それで、身元引受人がいないため保釈もできず私は困りました。それに、検事も弁護士も控訴せずに服役した方が結局早く出られて得だったというのです。彼らは朝鮮人を外国人として取締る出入国管理令が一九五一・十一・一より実施されており、その中に「外国人」は一年以上の実刑を受けた場合は強制退去になることがきめられていることを、私に教えなかったのです。裁判所が閉じる頃になっても身元引受人がこないので、私はあきらめて控訴を断念し服役することにしました。

仙台刑務所で一年間服役し、たしかあと一～二月のこ

して出所しましたところ、刑務所を出たら、車二・三台と係官二〇人位が集まっていました。そこで始めて、一年以上の実刑を受けた朝鮮人は外国人として大村収容所に収容され、朝鮮に送還されることを知ったわけです。一九五三年十一月頃だったと思います。そのまま私は大村収容所へ送られたわけです。

八、まとめ、

ここまでの経歴でわかりますように、私はすきこのんで日本にやってきたわけでも、日本国籍をもつにいたったわけでもありません。日本国によって強制されてそうなったわけです。日本国民であるが故に「日本内地」に強制連行され、強制労仂につかされたわけです。この強制連行、強制労仂の責任を日本国は私に対して何んらとることなく、戦後は私の知らないうちに、私の意志に反して、私を外国人にしてしまい、日本国より追い出そうというわけです。日本国は朝鮮人である私の一生をどのようにするのも自由だというのでしょうか！

三・一九裁判傍聴記

三月一九日、福岡地裁にて金さんの日本国籍確認訴訟第二回公判が開かれた。前回は、金さんの健康上の理由から金さんの欠席のまま開廷され国側の答弁書を出しただけで終ったので、今回が事実上の初めての金さんと国側との対決となった。

当日は、天気は晴れていたが非常に強い風が吹いて寒い日であった。北九州から、はるばる不自由な体で福岡まで来る金さんの身体が心配された。開廷の三〇分前に

金さんの裁判をすすめる会

は、支援の人々約七十名によって、裁判所の構内に於て決起集会が開かれ、金さんの裁判を進める会から国籍確認訴訟裁判の意義、本日の公判においての獲得目標である輔佐人の許可と金さん自身の言葉で国側に対して強制連行の責任を追ることなどを訴えたアピールのあと、福岡の孫さんを守る会など各団体の人や京都から、はるばる来られた宋斗会さんなどのアピールを受けました。

集会は、「日本国は金鐘甲氏の日本国籍を確認せよ」と書かれた横断幕がかかげられる中で支援者全員がハチマキとゼッケンを付けて決行された。裁判所側は構内での集会を阻止しようと防害に廷史が再三出て来たが、支援の人々の迫力に押され集会は金さんの到着まで続けられた。

開廷十分前、金さんが、支援者の拍手に迎えられて到着した。そして、崔牧師からのアピールの後、支援者はハチマキとゼッケンを付けたまま四〇三法廷に一気になだれ込んだので、裁判所側は、ゼッケン等の使用を法廷秩序の維持の名目で規制行動に出、支援する人々がこれを拒めば裁判を流会すると裁判長がひっこんだため、支援者は、やむなくゼッケン等を外した。しかし、こうした支援者の気迫は巧を奏した。裁判所側は、支援者のこのような行動を予期していなかったらしく、混乱を呈し、崔牧師と兼崎牧師を輔佐人として認めたのである。

予定より三十分以上遅れて裁判が開廷された。人定尋問の後輔佐人の崔牧師が金さんの証人を書面ではなく口頭で、金さん自身の言葉で日本国に対して言いたい旨を主張し、裁判長は、それを許可した。以下は、その記録である。

崔輔佐人　原告は、裁判官が「いいですね」こう言っても、いつもそう慣らされて来たんで「はい、はい」言うのしかわからんのです。だから、本人の言いたい事がいっぱいあるわけだから、訴状の中味を本人の言葉で少し言わせてもらいたいと思います。

裁判官が「間違いありませんね」と言うと「はい」しか習っていないんです。今まで連れて来るのも「はい」出ていけも「はい」、ずっと「はい」ですよ。そういう意味で、今言いたい事がいっぱいあるわけで、一言、言わせてもらいたいんです。

裁判長　訴状の中味を口頭で言いたいというならば簡単に言ってよろしい。

金さん　僕は慶尚北道金泉郡に生まれ、そして強制的に引っぱって来なければ、私なんか日本に来る人ではないと思うんです。強制的に引っぱって来て、いちばん最初に千島に行ったんです。それで牛みたいにたたいて使って、今こんな身体になるのに日本政府が帰れと言う理由もわからんし、言葉もわからんし……。

裁判長　そこで、この訴えを出したわけですね。

金さん　帰れという理由もわからんし、こんな身体になって歩くにも不自由だし、入管からは毎月毎月来て

帰れ帰れと言うから……。

金さんは、法廷の雰囲気の中で非常に緊張していた。金さんは、今までの積り積った怒りを、一気に日本国にぶちまけようとした。しかし、怒りのあまりの大きさに金さんは身体を震わせ言葉も詰りがちであった。

つづいて、補佐人の崔牧師が訴訟を朗読することが許され、崔氏は、訴状を一言一言かみしめるように読み上げた。さらに、崔氏は国側に対して「あんたらは人間として金さんの身体を見てどう思うのか」と鋭く詰問したが、国側は、これになんら返答することもできなかった。

また、国側は、答弁は答弁書で裁判所に提出済みとの事で、それ以上述べる必要はないとして、口頭で言うように要求する傍聴人、補佐人の声を無視した態度で一貫した。

裁判は、次回の公判日、七月九日と決めて、閉廷した。

今回の裁判は、まずまずの成果であった。裁判を傍聴した支援者は、裁判所を出て、ひきつづき、支援考報告集会の会場である聲固教会まで、横断幕を揚げ、全員、ハチマキ、ゼッケンを付けてデモ行進した。聲固教会での集会の発言の内容は、以下に揚載してあります。

裁判終了後の集会での発言

裁判官を裁こう

崔昌華（チェ チャンホア）

一、日本国籍確認訴訟にふみきる

この裁判を提記するまで一年間、いろんな問題を私達のグループは討論したわけです。一つは法律一二六号でやろうじゃないかという意見、これは在日韓国人朝鮮人は在留資格なしで当分の間日本に住めるという法務省の見解にある立場と、　いや根底的に私達は日本国籍で闘った方が論理的であるし、より根本的であろうとい

う意見とで、約一年間討論に討論を重ねて日本国籍の確認という事にふみ切ったのです。この間の事情は「入管と縁を切りたい」（一号）というこのパンフの中にあります。

実はその「人管と縁を切りたい」というパンフの題ですが、これは金さんがかねがね実際口にしている言葉からとったものです。彼は日本に居て、あるいは大村収容所に収容されたり、又は特別在留許可になったり、時には退去強制になったり、又仮放免になったりというあまりにも彼の生涯が人管と縁が深いと、これは在日韓国人朝鮮人のほとんどの方が入管との関係を持っているわけですね。だから金さんの言葉にはせめて入管とは縁を切りたい、とにかく人管と聞いただけでいやだという心情があるのですね。だからそういう心情を法廷でぶつけてゆくには基本的に何であろうかと考えた場合に、やっぱり日本国籍確認訴訟しかありえないということに議決を生んで今度の裁判ということになったのです。

二、国籍とは民族なのか

去年私は『国籍と人権』という本を書いたのですが、いろんな意見があるなかで、一つ考えたいのは国籍とは何だろうかという事です。これはまさに国籍は生活の中における実態にあると私は言いたいのです。朝鮮民族だから朝鮮国籍であるし、日本民族であるから、日本国籍という事じゃなくて、日本という領土の中に住んでいるいろんな民族が、その民族の主体性を保ちながらそこで生活している実態、それがとりもなおさず日本の国籍である、これが私の考えていることです。

けれどもこれは私独自の考えじゃないのですね。実はヨーロッパでは昔からそう考えて来たし、もともと国籍とはそういうものだったんです。それを日本が三十何年か又は、それ以前から血統主義だとか、民族主義だとかいうものを持ち出して国籍というのは民族のものだと教えてきたために、日本人は勿論、在日韓国人朝鮮人のほとんどが国籍というのは民族だと考えるようになってきた。だからそこに同化というものも含まれてくる。すなわち日本国籍を取る為には帰化という道があるんじゃないかという発想ですね。だから誰も言うのは「金さん、そんなに国籍が必要ならば法務省に行って帰化すればいいじゃないか」こういう言葉を発するわけです。

しかし、戦前私達の祖国が日本によって占領され侵略され、そして日本の一部に併合されてしまった。という

ことは国際法的にみればまちがいなく日本国家の国籍を持ったことになるのです。そして戦後私達六五万（二百万）という数が日本に来て、日本に生活の場を持ち、日本で生活をせざるを得ない状況に追いこまれることによって日本国本来の領土に住むことによって、そこにこの日本国籍が中味のある国籍になったと。

それなのに日本は私達の持っている、たとえるならこの万年筆をですね、万年筆を取り上げる。私が持ってたんですが、だがあんたは万年筆はいらんだろうということで万年筆を取り上げた。ということは万年筆という国籍を取り上げて自分の倉庫に、金庫にちゃんと入れてしまう。そして今度はこの万年筆が欲しければ申請書を書いて提出せよというわけです。

三、選別と順化を迫る政策

このように私達は人間として持っている生活の場のすべての権利がこの万年筆で表現されておる。それを日本国は奪って、ちゃんと金庫の中に入れておいて、今度は欲しい奴は来い。けれどもお前は犯罪を犯したからダメだ、お金を持っているか、お金を持っていなかったらダメなんだと、お前思想はどうなんだ。朝鮮民族、そんなのはダメなんだと全部選ぶわけです。自分達の言うことを聞く者にだけ与えると。

すなわちかって金さんもそうだった、「はい」しか解らんです。強制連行するのも「はい」、無理矢理連れて来るのも「はい」、なぐっても「はい」。実は金さんがこちらに来る前は、昨日もおとといも何回か会って、しっかり話してくれと、金さんも話しましょうと、意気揚々と来てみたけれど、そりゃ何十年間も「はい」ということしかならってない人が、私達二、三回会って話したぐらいで言いたいことを言えるか、そう言えないわけです。だから裁判官が「そうですね」というと「ア、はい」と言わざるを得ない。

こういうように権力によって全く飼い馴らされている人間になったんです。犬が主人によって飼い馴らされてその主人の言うことをきくように、在日韓国人朝鮮人がいままで全部そのように品物のように日本国政府によって飼い馴らされたような人間しかつくられていない。だから国が言えば一口も言えないんです。〃入管〃と言えばブルブル震えるし、〃警察〃といえばブルッと震えるし、〃特高〃といえば：：。今特高はないですけれどもそういう私達人間が恐怖の中で怯えるような状況の中に

生まれてきた。そこから私達が人間性を回復して自分が人間であると主張するのは何か、私達が本当に人間である、品物じゃないという認識をとりもどした中で一番裁判の中で闘争するのに適当なのは何だろうかという議決が、今日本国籍確認訴訟という形になったわけです。

四、労災病院での金さん

今、すすめる会の方から話をしたように労災病院でいつ強制退院させられるかわからない。金さんはいつも病院で寝ているわけですから、時には酒も飲みたいわけです。だから時たま一杯飲むわけです。自分の全生活の場があそこの労災病院のベッドの上なんです。一杯飲むと朝から晩まで考えるのは何だろうかというと、何故私はこういう身体になったのかということを毎日考えるわけです。そういう状況の中で時には看護婦に対して言葉を当ったり、色んな事が起きるわけです。だからそういう状況を私達が考えてみたときに、兼崎先生が非常に苦労してなんとかまとめつつあるけれども、やっぱり病院内で色んな問題が起る。

だから仕方ないから先日、私達韓国教会の牧師とか五人が行って看護婦長と四階の責任者と会って話をした。そこで金さんが朝から晩まで考えているのは、何故こういう身分に自分はなったのかということではないかと非常に鋭く追求した。だからまさに金さんの存在そのものが、逆に言えば日本側としては厄介者だ　連れて来た責任を負おうとはせずに厄介者だからもう出してしまえ、という事がまさに労災病院の中で起ってきておるし、まさに生活の中でいつも起っているのです。これは金さんだけじゃないですね。全ての在日韓国人朝鮮人の置かれている状況なわけです。

五、第二回公判に傍聴を

ところで今日皆さんのゼッケンで問題が起ったけれど、今日裁判所に到着してまず言われたのは、補佐人を認めるからゼッケンをはずすかということでした。だから裁判というものは弁護士と日本国と裁判官がやることじゃなくて、まさに傍聴人の力と裁判所の関係です。だから私達がぐっとにらんでいると裁判官がだんだん私達の言うことを聞くんです。

実は民事訴訟というのは普通五分で終るんです。この民事訴訟、行政訴訟のパターンを私達は変えていく。どうするか、原告の言い分をもっと出させる。答弁者にも

もっと言わせる。そういうことを誰がさせるのか。それは傍聴人がさせるわけです。傍聴人が裁判官の裁判をしてゆく。裁判官がしっかりせんときは、「おかしいぞォ」とヤジを出す。すると補佐人の申請は許可するからゼッケンを取れとか、静かにしてくれとか要求を出してきます。

だから今から私達が裁判をやっていく中で、一つは裁判に参加することが自分が人間であることをだんだん回復する一つの面になる。二番目には参加することによってこの裁判を支援していくことになる。いくらいいこと、を言っても、やっぱり傍聴席に来て傍聴せんことには力にならんわけです。

今日は裁判所が次から、法廷を広い法廷にすると言ったですね。そうすると次回はその法廷がいっぱいにならなくちゃ私達は負けです。その法廷でグッとにらみをきかして、そうすると向うも色々な点で折れてくるし、こちらの原告の発言が自由に出されてゆくであろう。だから今の民事訴訟のパターンをやるんじゃなくて、もっと裁判を中味のある裁判としてやっていくことですね。

そういう意味で、九州では日本国籍確認訴訟が初めて提起されて闘いをやっているわけですね。だからいろんなグループがあると思いますが、弱い力を互いに結集して、宋斗会さんの裁判もあります。そういう事を私達は弱い力を結集して支えていく、そういう力になっていきたいと思います。よろしくお願いします。

裁判と支援者の力

伊藤ルイ

今日は金さんの裁判を見て大変感動しました。まず孫さんの裁判の事を思い出したんです。というのは孫振斗さんが被爆者手帳を県知事に交付を申請して却下されて、それから数回の裁判が行なわれたんです。その途中まあ孫さん、色々な問題がありまして、支援する人がだんだん減って、一時は弁護士さんが三人に傍聴人が二、三人というような、状況が続いてそして一審の勝訴判決が出たわけです。そして一審、二審と勝ち進んで、今最高裁へ県が上告しまして、いわばひきのばしを図っているわけです。

その裁判の中で、私はあの今日、うしろにたくさん立ってらしたので裁判所側は黙っているかなあと思ってたんです。というのは孫さんのときに椅子が足りなくて後

に立ってた人があったんです。そしたら「立ってる人は出て下さい」と言うんです。それで「そんな事はないだろう」と言って、結局裁判所側が椅子を持ってきたんですが。

やっぱりさっき言われたように、本当に傍聴人の圧力というものを今日はしみじみ感じました。皆さん、裁判は長く続きます。孫さんの裁判も、もう三年近くなります。どうぞ皆さん、遠くからいらっしゃる方もあると思いますけれども、やっぱり裁判を傍聴人が支えてゆくという、裁判官を傍聴人が裁いていくと今言われましたけれども、その言葉をお忘れなく。どうぞ続けていたゞきたいと思います。

一〇〇%に近い成果

宗斗会

ゆうべも、実は、北九州でどのくらい傍聴人がくるだろうかと、内々心配しとったんですよ。三〇人くらい来ればいい所かなあ、と言うとったんですけども、こんなにたくさん来ていたゞいて……。

私にとってもこの裁判は待ちに待った裁判でした。私も京都から、ほんとうにそんなに何回も、よう来ません。たぶんもう来れないんじゃないかと思います。

だけども、今日の所は本当に予定以上のせいかだったと思います。私自身がこの裁判を、ちょうど国籍確認の裁判をかれこれ六年です。登録証を焼き捨てた事による外登法違反事件が二年やっとりますけども、私自身、最初の二年半ぐらいは本当に一人で法廷に出たんです。代理人も付けないで、傍聴人もいないで、二年くらいは本当に一人でやりました。それから、今でもはっきり言って刑事事件の一回目、二回目は、七、八〇人傍聴人が、来ました。けれども、こんなにたくさんの傍聴団は京都では、組織されませんでした。最初から今日は何が獲得できるだろうかと、いろんな事をずいぶん話し合っとったんですけど、とにかく、皆さんのおかげで二人の輔佐人を、裁判所に認めさせる事ができました。

これは、裁判の知識のない方に説明するのは難しいのだけれども、補佐人と言うのは、輔佐人を付けることが出来ると書いてあるというだけの話で、ほとんど認められていないんです。私も最初のころは、補佐人の申請をしたんです。が認められませんでした。それは法律的知識を持っておる。特に国籍、戸籍等の問題を専門に三十

数年やっておる向井さんという人が積極的に補佐人になりたいといわれたんだけども、裁判所は認めませんでした。ところが、金さんの場合は、特殊な事情がもちろんありますが、とにかく二人の補佐人を裁判所に認めさせることができました。これはまあ、期待できる成果のほとんど一〇〇%に近いものを、今日は獲得できたと思います。

本当にありがとうございました。お礼の言葉をのべさせていただいて私は失礼します。

京都で考える会をやって

大西正之

一、国籍確認と同化

国籍確認、京都で考える会をやっていつも討論をして来たわけですけれど、国籍確認と同化の関係でだいたい考える会もそこにぶち当ってだめに、だんだんと人が来なくなってつぶれたみたいな格好になったわけです。同化という問題は考えても考えても尽くせないし、具体的に僕も日本人だし、どこまでわかり切れるかという事もあります。

ただある人は朝鮮人がかっての侵略国の国籍であるところの日本国籍を取る、結果として取るということはおかしいと言う。

そういう人は関西にもいるわけです。それがそもそもおかしい。そういう発想がどうして日本人の側からなされるのか。朝鮮人の側からこういうことがいろいろと問題となるのはそれは僕は何も言えないし、それはそれで当然だと思いますけれど、日本人の方からそういうことを言う権利というか資格はない。

仮りに新左翼、左翼の人で闘かっているとかいう人でも彼が無国籍、日本国籍を離脱して反対制を叫んでいるのなら僕もそれなりに耳をかすつもりですが、日本国籍を片方ではちゃんと保持し、朝鮮人だけ日本国籍を要求したり、あるいは確認させたりするのはおかしいと、そもそも何をどう考えたらそういう発想がでてくるのかと考えています。

二、京都で頑張る

それでも京都でもどっちかというと国籍確認はどうもおかしいという感じがまだまだ強くて、僕らみたいなの

はまだなお孤立した形で進んでいると思います。裁判の方も刑事裁判の一回二回は八、九〇人の人が参加しましたが最近では三〇人集まればよいというような状況ですし、民事にいたってはだいたい五、六人でいつも同じ人しか来ないという状態です。

今日金さんの裁判を傍聴させてもらってここで宋さんがしゃべって：：。僕も涙が出そうでちょっとよわったんですけれども。僕も宋さんとかなり近い関係をずっと個人的にというか家に行ったり来たりしていることもあり、もう他人事とは思えんようになってしまっています。これから何年続くかわかりませんが私も京都で、なかなか九州まではお金も時間もしんどいのでこれから来られるかどうかわかりませんが、できるだけ京都の方で頑張ってやって行きたいと思ってます。

お互いに頑張って行きましょう。

一時間の居住さえ……

金（キム）　得（トク）　三（サム）

今日、私はこの裁判に初めて来たわけですが、率直に感じましたことは、日本の皆さんの数が多くて私達同胞の数が少ない、何故だろうか、そういうことです。

皆様御承知のように、在日韓国人朝鮮人にはいろいろな立場がありますし、そして、ここに座っておられる崔先生の主張に対していろいろな見解を持っているわけです。

私は　今皆様に示したいと思いますが、こういうもの（外国人登録証）を持っているわけです。こういうものを持たないと一時間も居住が許されない。日本から追放されてしまう。これはそういうものであります。命のつぎに大切なものとして持たされているわけであります。さっきの宋さん、京都で国籍裁判を起していらっしゃるこの方は大変勇気のある方だと思います。自分の人生、命をかけ、あるいは総てをかけてこの問題にとり組んでおられる事に対して私は、本当に敬意を表するわけでございます。

これを持っているからといって日本の政府がやってることに対して正しいんだと認めているわけではありません。これを持たなければ日本に居ることができないから今持っているだけなんです。

この問題は、これから私達の意識が高まることによってどんどん広まっていくだろうと思います。私も本当に

破りたい、本当にこんなものなしに日本で生きていきたい。そういう気持がいつもするんです。

今日は本当に皆さんに感謝を申し上げたいと思います。私はいつも過去の歴史からいつも日本人を批判する気持になるのです。けれども皆様のように本当に良心的な、自分達の間違っていることに対して責任をとろうとする皆様のその姿勢に対して私は本当に敬意を表したいと思います。

この会場を提供されまして、そして今日寒いですが、さっきから火を起こしてくれるし、茶をくれるし、私は何かしらあたたかいものを感じているわけでございます。本当にそういう風なあったかいもの、人間としてお前も君も同じなんだと、そういう姿勢、態度はこれから私達本当に幸せになる時には大切な事ではないだろうか。そして苦るしんでいる人達のためになって私達がいくら忙しくてもそういう人達のために、やるだけの事をしていくということが大切なことではないかと思います。

どうぞこれからもよろしくお願いします。ありがとうございました。

人権抑圧の認識を

G・デイビス

日本は、私は外人としては十二、三年前に日本に来たんですけども、日本人がいつもアメリカの黒人問題とか私の国カナダではフランス人とそして特別にインディアンの問題があるんですけれども、いつもそこの国の人権問題を批判してましたけれども、自分の国にはこういう問題がないと、いつもいいましたが皆様御承知の通りここにも同じような問題があると、そしてそう認めていなければやっぱり、今日ここに来ていらっしゃるはずがないと思うんです。

この問題を認めて、皆様がこの問題をなくす総ての日本に住んでいる人間の人権を守りたいという気持を持っていらっしゃると思っております。私は外人としてカナダ人としてはこの闘争に参加できた事を本当に光栄だと思っております。

これからも、日本にいる在日韓国人朝鮮人の人権、そして国籍の権利を得るために、一生懸命頑張りたいと思います。

皆様、一年間の間、元気で闘って下さい。私は来年又日本に来て、一緒に手を繋いで闘いたいと思います。

国側答弁書

請求の趣旨

一、被告は原告が日本国籍を有することを確認する。

二、被告は原告に対して金三千万円及び本件訴状送達の翌日から右金員の完済に至るまでこれに対する年五分の割合の金員を付加して支払え。

三、訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び請求の趣旨の第二項について仮執行の宣言を求める。

答弁書

請求の趣旨に対する答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。かりに原告の請求の趣旨第二項を認容して仮執行宣言を付する場合は、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

請求の原因に対する認否

一、第一項について

1, 原告の出生関係については不知。原告が昭和十六年頃、当時の朝鮮から内地に移住して来たことは認めるが、その理由については不知。偏見と予断をもって賍物罪をデッチあげたことは否認する。

2, 原告の退去強制関係の経歴はつぎのとおりである。

原告は昭和二〇年九月二日以前より本邦に在留する者であるが、

(1) 出入国管理令（以下単に「政令」という）施行後である昭和二七年一〇月二一日築館簡易裁判所において住居侵入並びに窃盗の罪により懲役一年二月の刑に処せられ、これに服した。従って政令二四条四号(1)に該当するものとして、昭和二八年一一月六日仙台入国管理事務所に収容され（昭和二八年一一月二二日大村入国者収容所に収容場所を変更された）同年一二月一一日退去強制令書を執行された後仮放免の許可をうけていたが、昭和三三年七月二五日付をもって特別在留許可を得て、

その在留期間は昭和三三年九月八日から昭和三四年九月八日までの一年間とされていた。

(2) その後、下関入国管理事務所において在留期間更新の手続を行い、昭和三五年九月八日まで更新されたのであるが更新許可の条件である手数料一、〇〇〇円を納付せず、かつ証印手続を怠ったため昭和三五年九月一五日付で右更新許可が取消され、昭和三四年九月九日以降不法残留していることになった。

(3) よって昭和三六年一一月一五日政令三九条により下関入国管理事務所に収容され（即日仮放免）同年一二月一四日付で特別在留許可を得、その在留期間は昭和三七年六月六日から昭和三八年六月六日までとされていた。その後下関入国管理事務所において在留期間更新の手続がとられてきたのであるが、昭和四五年一一月二三日の在留期間満了後は、更新の許可がなされず不法在留していることになった。

(4) 下関入国管理事務所では原告を昭和四六年四月五日不法残留者として収容し即日仮放免の許可をし、ついで昭和四六年八月六日付をもって政令二四条四号(1)該当者として原告に対し退去強制令書を発付し、即日仮放免の許可がなされた。

(5) 原告は、昭和四九年八月五日に至り、特別在留許可について再審査の申立をしたので、同年一〇月二八日付をもって許可され、その許可書は同年一一月六日原告に交付された。

3, 昭和四六年一二月頃北九州市門司区所在の浅尾病院に、昭和四七年八月頃、同区所在の門司労災病院に病気治療のためそれぞれ入院したことは認める。

4, その余の点については不知。

二、第二項について

原告が出生とともに日本国籍を有することとなったことは認めるが、朝鮮籍の日本国民であったので、サンフランシスコ平和条約の発効に伴い日本国籍を失ったものである（昭和二七年四月一九日付民事甲第四三八号法務府民事局長通達）。前項記載のとおり原告に対して退去強制、仮放免、特別在留許可などしたことは認めるが、その余は不知。

三、第三項について

争う。

被告の主張

おって、準備書面を提出する。

金さんと酒

山田一男

先だって裁判を進める会のみんなの前に金さんをつれだした時、八月になったら労災病院入院四周年を記念して何かやろうという話がでた。特別意味のある話ではないけれど、八月二三日で金さんの入院生活も満四年になるのである。

メモをとる習慣がないから詳細な日時は忘れたが二月のことだったと思う。まだ日の高いうち友人二人と病室の金さんを見舞った。ベッドにおきあがった金さんに元気がないのは四年間彼をくるしめている左半身のいたみだけではないらしい。同室の患者に酒を渡したのを看護婦にとがめられ、主治医の兼崎さんにも叱られたらしい。むろん金さんにもそれなりの理由があるが病院内で正しいのは看護婦と医者のいうことである。それで金さんは元気がなかったのだけれど、しばらくすると目を輝かせて、借金を返してもらいに行くからいっしょにつきあえという。やはり金さんにとって外に出るというのは特別な意味のある、一番うれしい事なのだ。しかし僕はだめだと思った。今日外出したら飲む。

結局外出してしまった。「酒の好きな金さんをこんな病院に入院させておいて……」というひけめを感じている僕には金さんの迫力を拒むことができないのだ。病院を出た以上は目的の家の隣の酒屋に入るのも当然のなりゆきだった。こうなったら腰をおちつけて話をきこう。日ごろ僕たちに遠慮している金さんが思いきりそのいきどおりをぶつけられるのは酒を飲んだ時くらいしかない。

金さんの口をついてでる言葉は、だまされてつれてこられた千島でのこと、シンガポールを日本がとったと言って喜んでムチをうつ日本人のこと、このあいだの酒のことだって仲間が飲みたいというからやっただけなのにすべてが自分のせいにされてしまったこと。だけどそんなこと一つひとつに僕はなんと答えたらいいかわからない。「だから金さん斗おう」という言葉はからまわりし、金さんも僕に、もどかしさを感じているにちがいない。そんな一方で僕の考えることは、いつ病院に帰ったら看護婦にみつからないかということである。「主治医の兼崎さんならいざしらずおれまでそんなことを考えなくてもいいじゃないか」と思いながら結局パチンコ屋で酔い

をさましていくことにする。午後八時帰院。ベッドまでおくってから帰る。

後日病院へいって聞かされたのはあのあと金さんと看護婦との間にトラブルがあり、看護婦がこんどこそ強制退院させるといきごんでいるということだった。一部の看護婦は院長にまでかけあいにいったらしい。病室にいってみると金さんはまったく元気がない。一方強制退院はさせないとがんばった兼崎さんは、看護婦に追求されているという。僕はこんどの事件が自分に起因していることもあってどれほど看護婦の前でけつをまくってやろうと思ったかわからない。かつて話したことのある看護婦は迷惑ですといった。私たちが彼のめんどうをみる義理はないはずです。とも。酒が病院の管理にマイナスなのはそのとおりだろう。

けれど私たちの親の世代がすっぽり日本にいなかったら、金さんがだまされて日本につれてこられ、身のまわりの世話をしてくれる人もいない、一人ぼっちの生活をすることもなかっただろう。親の責任をかぶせられても困るというのはもっともなことだ。では今、私たちは何をしているのか。三〇年以上日本に住みつづけた金さんに一票を投ずる権利や国民年金を受ける権利があるというのか。病院を出てどこに行けというのか。「金さんだってあなたたちに看護（管理）されてるより自由に生活したほうがよほど幸せだ」くらいのことはいってやりたかった。それをしなかったのは、あとあとでかかえる荷の重すぎることと「ただの市民」の「当の看護婦さん」にしても「めくじらをたてるほどのことでもないと思うのだけれど」という声があったからである。

いまさらこんな話を持ち出されたら金さんが不快を感じると思ったから書かないつもりだったが、トラブルというのは、酒のさめていなかった金さんが、自分のお金が少なくなったと思いこみ、看護婦に対して「あんたとっただろう、泥棒」といったというものなのだ。この事件以来看護婦のあいだでは、彼に対して基本的看護以外はしない、話しかけられても口をきかない、といった約束ができたようだ。強制退院を求める声もいまだくすぶり何かあれば再燃しようとしている。酒のことばかりとりあげてしまったが、金さんとてそうたびたびのんでいるわけではない。しかしそのたまのできごとが僕たちをゆさぶる。

一月のこと、暗くなって病院に行くと金さんは顔をあかくして自分の歴史を語ってくれた。千島のこと、シン

ガポールのこと、大村収容所のこと。日ごろ金さんの生活に学ぶなどと口にしていた僕がうなづきながらいったのは「金さん、もうおそいからしずかに、ちいさい声でね」

金さんはそんな僕たちとつきあい、こんな病院に入って今年の八月で満四年です。

在日韓国、朝鮮人の参政権獲得闘争

崔昌華（チェ チャンホア）

Ⅰ　序

在日韓国、朝鮮人の基本的人権を考える時、在日韓国、朝鮮人が永年、この日本という地域共同体に居住することによって、地域社会に深くかかわって生存しているという現実を直視した場合、在日韓国、朝鮮人の基本的人権には当然に参政権が含まれるべきであると思う。

Ⅱ　奪われた参政権

①　人間は社会的動物であり、それ故、社会に参与し自分の意思を表明し得る存在でなければならない。他方、社会は各個人個人の意思が表明される共同体でなければならない。基本的人権の最も重要なものは、その個人が属している社会において人間として尊重されることである。人間として尊重されるということは、その人間の発言がその社会によって受け入れられるということである。即ちその社会において発言権をもち、その社会で決められるすべての事項に参加できるということである。人間が生れながら持つ生存権を実効あるものにするためには、自己の生存にかかわるすべての事柄について発言し、決められるすべての事柄に参加する参政権こそが基本的人権の最も重要な要素である。個人が社会の一員であり、その社会の構成員であるといっても、そのことが法的に保障されなければ抽象的概念でしかなく、具体的に法律で保障されてこそ実質化するのである。

日本の政治はここに居住している在日韓国、朝鮮人に直接的に具体的にかかわってくるのである。このような政治に対して発言していきながら自己の生存権を守らなければならないのである。

民主主義国家における共同体の構成員は自己の属して

いる共同体に参与し、共同体の将来を共にきりひらいていく権利と義務があるといわなければならない。

現実に在日韓国、朝鮮人は三〇年、四〇年、又は二世三世、四世とこの日本という地域に居住しており、市、県民税は勿論のこと国税を納めており、この地域で生ずる諸問題は直接に関係づけられるのであり、日本の法律に全く服しておる事実から、現実的に、実体的に日本の社会を構成している構成員であるといわざるをえない。しかも、明らかに白衣民族の一員である誇りをもつものである。即ち、民族的には大和民族と異った文化、伝統、習慣をもちつづけながら、実体的には日本という地域共同体の構成員であることは明白である。

それ故に、白衣民族に属している在日韓国、朝鮮人に大和民族と異なる法的状況が存在すべきでなく、全くすべての面において同じ法的状況が認められねばならない。

② 在日韓国、朝鮮人の戦前における参政権の状況をまず見てみることにしたい。

帝国憲法、第三三条、帝国議会ハ貴族院衆議員ノ両院ヲ以テ成立ス。

第三四条 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス。

第三五条 衆議員ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス。

貴族院令（一八八九年二月一一日勅令一一号）及び衆議院議員選挙法（一八八九年二月一一日法律三号）が制定された。

衆議院は公選で、選挙人資格は日本臣民の男子で二五才以上、居住資格は日本（内地）だけであり、更にその上一定額の納税義務があった。それ故、朝鮮人、台湾人で日本（内地）に居住し一定額の納税義務を果していれば選挙人の資格を有することになっていた。

納税は直接国税が一八九〇年は一五円以上、一九〇二年一〇円以上、一九二〇年三円以上、一九二八年に制限がなくなり、満三〇才以上の男子はすべて被選挙権をもつことになる。

一九二八年二月、第一回衆議院議員の普通選挙が施行されるまでは在日朝鮮人で所得税を納めるものは一名もなく、また有権者もなかったといわれている。

一九三一年九月末の調査では、衆議院議員選挙有権者数は在日朝鮮人三〇三六二二人に対し三八九一三人で朝鮮人男子の一割八分に当っている。

東京府は三〇六三二人に対し有権者数四六二六人、大

阪府は八五四七〇人に対し一二四二〇人となっていた。

一九三二年二月二〇日実施の第一八回総選挙において「東京府で調査した所によると府内朝鮮人有権者数は四三五〇人に達し……。これらの有権者中に朝鮮字投票をする者が相当ある見込みなので東京府では急におん文字書を作り、各開票管理者に送付した。各開票管理者の方でも少々面食らった形で、早速おん文の勉強にとりかかっている」（東京朝日、一九三二年二月三日付）

▲衆議院議員選挙において

第一八回総選挙（一九三二年二月二〇日実施）

朴春琴　六九六六票、定員四名　第三位当選

朝鮮人有権者　一二三六

第一九回総選挙（一九三六年二月二〇日実施）

朴春琴　五五一四票　定員四名　第六位で落選

他一名立候補したが落選

第二〇回総選挙（一九三七年四月三〇日実施）

朴春琴　七九一五票　定員四名　第四位で当選

他一名立候補したが落選

第二一回総選挙（一九四二年四月三〇日実施）

いわゆる翼賛選挙で朴春琴のみが推薦された。

○東京四区（本所区、深川区）　定員四名

朴春琴　五五三〇票（第六位で落選）

李英介　一〇四四票（第一七位で落選）

○東京五区（品川区、目黒区、荏原区、大森区、蒲田区、世田谷区、渋谷区、淀橋区、中野区、杉並区、大島支庁管内、八丈支庁管内）　定員五名

李家実　一九三一票（第二一位で落選）

○大阪四区（西淀川区、東淀川区、東成区、西成区、旭区、住吉区）　定員四名

辛泰嶽　八七五〇票（第九位で落選）

李善洪　六一五九票（第一二位で落選）

○愛知一区（名古屋市）　定員五名

任竜吉　二八三三票（第一三位で落選）

▲県会議員選挙において

一九三一年に一名　一九三三年に一名

一九三九年に七名　一九四三年に一名

計一〇名立候補したが全員落選した。

▲市会議員選挙において

一九二九年一月堺市会議員に一名立候補したが落選。

一九三二年　一名立候補し　当選

一九三三年　一五名立候補　一名当選

一九三四年　二名立候補（門司、若松各一名）

一名当選（若松）

一九三五年　一名立候補　落選

一九三六年　一二名立候補（小倉一名、戸畑一名）二名（小倉、戸畑）当選

一九三七年　四三名立候補　四名当選

一九三八年　六名立候補（福岡一名、八幡三名、門司一名、若松二名）二名当選（門司一名、若松一名）

（ある資料七名立候補）

一九三九年　一名立候補　落選

一九四〇年　二八名立候補　五名当選

一九四一年　三名立候補　一名当選

一九四二年　六六名立候補　一三名当選

世態調査資料（第二六号）部外秘、司法省調査部、福岡県下在住朝鮮人の動向に就て（一九三九年九月）によりますと「（一九三四年）その時の運動状況を見ますと矢張り民族的気持を多分に含んだ文書或は演説というものによって同志の結束を図って当選しようと言う様な状態であったのであります。……今迄の運動の傾向は要するに内地の政治に協力すると言うよりも、自分達は自分の手に依って問題を解決する必要がある。しかし今迄の様に非合法運動ではいかぬ、矢張り合法運動に依らねばならぬ、之を内地の人の手に任せて居っても我々の日常生活は向上されない。矢張り我々の日常生活の向上と言うことはどうしても我々自身の手に依らねばならぬ、と言う様な気持ちがその選挙運動に多分に含まれて居る様な傾向が私共の方から多分に見られて居った様な状態であります」（五〇頁から五一頁）

又、一九四二年の選挙風景に関して「私がはじめて選挙演説を聞いたのが、辛泰嶽氏の演説である。……大政翼賛会推薦候補が大部分で推薦もれというよりは好しくない類型に属すると思われる非推薦候補が若干立候補していた。その中に西尾末広氏や辛泰嶽氏がいた。……演壇の横にはサーベルの警官が臨席、聴衆はまばらで寒々とした感じがした。応援弁士が演説する。大東亜の建設、東亜新秩序の建設を日本はするというが、その前に朝鮮に対して日本はどうするのか。足もとの問題を明らかにしないと、真の大東亜の建設も新秩序にもならんではないかとの要旨の話が進んだところで突然『弁士中止』、『解散』の声とともに臨席警官が立ちあがる。演説会はこれでおしまい。候補者の紹介もなく、辛氏がどのような人か知らない状況で聴衆はバラバラと校門を出て行く」という証言がある。

この頃は田中宏先生の「日本の植民地支配下における

国籍関係の経緯」（愛知県立大学外国語学部紀要第九号一九七四年一二月）におうところが多い。

③　参政権は日本政府により剝奪された。一九四五年一二月一七日、法律第四〇号、衆議院選挙法の附則において「戸籍法の適用をうけないものの選挙権および被選挙権は当分の間停止する」と定められた。

一九四五年一一月二七日、八九帝国議会に政府から提出、一二月一日、本会議において幣原総理より概括的な提案理由の説明、その後、堀切内相からの提案理由の説明が「臨時特別の措置として、二、三特殊の問題を同法律案の附則で以て規定しておるのであります。

その一は戸籍法の適用を受けない者、即ち朝鮮人及び所謂台湾人の選挙権及び被選挙権を当分の内停止することと致したのであります」「ポツダム」宣言の受諾に依りまして、朝鮮及び台湾は早晩帝国の領土より離脱することになり、其の結果朝鮮人及び台湾人は原則として、帝国の国籍を喪失することに相成るものと存ぜられますので、是等の者を依然帝国臣民として選挙に参与せしめますことは適当と認められないように存ぜられるのであります。

尤も講和条約の締結まではなお帝国の国籍を保有して居る者と考えられますので、今日直ちに選挙権及び被選挙権の享有を禁止することは適当と認めがたく、選挙権及び被選挙権を有するが、その国籍が国際法上確定するまで、当分の内之を停止する取扱いと致した次第であります」とのべています。

一九四八年四月一七日の地方自治法の附則と一九五〇年四月一五日の公職選挙法の附則にも同様の規定がなされた。

この帝国議会の決定が民主主義理念にもとづいているかどうか問われるべきである。国籍が国際法上確定するまで参政権があるわけであって、朝鮮人、台湾人という民族的理由に基づいて参政権を奪ったのは国際社会に提起することによって告発しなければならない。

他方、一九四七年五月二日、外国人登録令を公布、第一一条、台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人はこの勅令の適用については当分の間これを外国人とみなす。これは日本政府の一方的に「外国人とみなす」という法的地位の規定である。ここにある外国人という法的地位が問題である。国際法的側面からみると、一九三〇年のハーグの「無国籍に関する特別議定書」第一条に、「常時的赤貧状態にあるとき、少なくとも一ケ月の禁固

の刑に処せられ、その執行を終えた時、滞在国の請求により国籍国は引き取る義務あるものとす」と規定されている。

この国際法規定を適用しようとしたのが「外国人とみなす」と規定した日本政府の本音であったように思われる。外国人登録令によって、無登録者、生活困窮者、刑罰法令違反者を追放するためであり実際において追放してきたのである。

他方、この規定は日本人に対して在日韓国、朝鮮人は外国人であるという意識化に貢献したのであり、在日韓国、朝鮮人自身にも異民族としての自己の主体性を認めさせるよりも外国人という意識を自認して行くようになったのである。

「あなたは外国人だから」という理由で就職差別、公営住宅入居拒否、銀行融資の拒否等、さまざまな差別が公然と行われるようになった。

一九五二年四月一九日：民事、甲、第四三八号、民事局長通達「平和条約の発効にともなう国籍および戸籍事務の取扱に関するもの」である。朝鮮および台湾関係

1. 朝鮮および台湾は条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い朝鮮人及び台湾人は内地に在住している者を含めて、すべて日本の国籍を喪失する。

この民事局長の一片の通達で一方的に実質的に日本国籍が集団的に強制剝奪されたのである。このことにより参政権、居住権の剝奪を合法化したのであるが、国際法的側面からは不法な行為であるといわざるをえない。詳細は小生の「国籍と人権」（酒井書店）を参照されたい。

④ 最後に大和民族の人間としての良心に問いかけたい。在日朝鮮人がこの日本に居住するに至った歴史的経緯を考えるべきである。強制連行され多数の朝鮮人が炭鉱やダム工事、軍需工場等で強制労働させられ、又数多くの朝鮮人が強制労働中に死亡した。小生は同胞の協力により一九七三年一〇月に納骨堂「永生園」（小倉教会）を建築、筑豊地区の炭鉱犠牲者の遺骨収集の段階で生存者から悲惨な炭鉱生活、牛馬の如くあつかわれた状況を聞かされた。他方、日本人の遺骨は立派な納骨堂に安置されているけれど朝鮮人遺骨は寺の片すみでほこりをかぶり誰もかえりみない状況にあった。

息子は徴兵にとられ戦場で戦死したが戦後三〇年がすぎても日本政府からは一言のことばすらかけてこないのである。日本人には遺族年金が毎年支払われておるが、

在日韓国、朝鮮人には「外国人ですから」ということばで何の保障も与えられないでいるのだった。

このような過去の歴史を考える時、少なくとも日本人以上の優遇はできなくとも日本人、大和民族と同じ基本的人権（居住権、参政権）を保障することが人間の良心に適うものであると思うのだが如何であろうか。

日本人が在日韓国、朝鮮人に対して「あなたは外国人である。あなたには祖国がある」といわれる時、その心のどこかに「あなたはここに住むべきでなく、いずれ祖国に帰るべきであり、そこがあなたの永住の地である」という気持ちをもっていないと断言できるだろうか。このような気持ち、せまい民族感情が入管当局をせしめて追放政策を推進させ、日本政府によって参政権を含めた基本的な人権の剝奪を支えているといわざるをえない。

在日韓国、朝鮮人は今日までずっと日本政府による義務はすべて果してきたのである。即ち国税、市、県民税すべて納めてきているのである。小生は一九七五年度に所得税一二一、八〇〇円、市・県民税六七、〇六〇円、固定資産税、都市計画税五五、七八〇円で合計二四四、六四〇円納付している。他方、日本の法律も日本人と全く同じように守らされており、時にはより苛酷な法律までも守らされている。

このように義務の面においては完全に履行させておきながら権利の面においては何一つ保障されていないのである。このような現実を良識ある日本人はどのように考えているのだろうか。

わたし達は民族としては白衣民族であり、韓国、朝鮮における民族と同一民族ではあるけれど、その民族の一員として、民族の主体性を保ちつつ、民族の文化、言葉、伝統、習慣を守りながら日本という地域に居住し、この地域のきずなによって結ばれ生存しつづけているという実態を大和民族としての日本人はすなおに認め、日本人と全く同じ参政権を含めた基本的人権を保障せねばならないのである。

あなたと全く同じく義務を果している人に対して、市営住宅の入居、児童手当まではいいが、どうも参政権まではね……という人がおるならば、その人は他人を自分と全く同じ人間として認めていないことになるのである。かつてアメリカの白人は黒人に対していろいろな理由をつけて公民権（参政権）を認めなかったが黒人達は自分達の団結した力で公民権（参政権）をかちとったのである。これがまさにドレイからの解放である。在日韓国、

朝鮮人が二一世紀のドレイから解放されるためにも参政権獲得斗争にかかわらねばならないのであり、大和民族としての日本人が真の人間として解放されるためには、日本社会から法的差別と実質的差別をなくすためのたゆまない歩みが自らを真の人間として解放させていくのである。

Ⅲ 北九州市における人権運動の経過

在日韓国、朝鮮人の人権斗争について小生はかねてからその中心に参政権をおいていたのである。そのため一九七五年四月二八日「国籍と人権」の出版が出発点となった。

一九七五年六月五日、小倉教会堂に団体代表が集まり、北九州市長への公開質問書提出について意見交換、参政権については次回に話し合うことにした。

一九七五年六月一五日、在日大韓基督教小倉教会の役員会で参政権を含めた人権斗争をはじめることを決議した。

第二回、一九七五年七月三日、第三回、一九七五年八月四日は参政権について議論した。なかなか意見の一致をみることが出来なかったが次回に最終決定を出すことに合意した。

在日大韓基督教西南地方連合婦人会が役員会において参政権を含めた公開質問書を提出することに決定した。

北九州民族文化研究会が参政権を含めた公開質問書提出に参加することを決めた。

第四回、一九七五年八月二五日、各団体代表一六名が小倉教会堂に集まり、最終的に討論決定した。参政権を含む五項目要求の公開質問書に各団体代表は署名した。

提出日を九月一日、朝鮮人を虐殺した関東大震災記念日に市長に提出することを決めた。

一九七五年八月二六日、午後一時三〇分　市秘書課訪問、午後一時五〇分、北九州市庁記者クラブ記者会見

八月二七日　朝日、毎日、読売、西日本等報道。八月二八日韓国日報（ソウル）で参政権要求と大きく報道

九月一日　小倉教会、折尾教会を中心にした信徒及び一般韓国人、朝鮮人、日本のキリスト教会の牧師、信徒、日本人の大学生、労働者、約八〇人が市庁につめかけた。

公開質問書

北九州市長殿

私達は北九州市在住の在日韓国人ですが、私達は日本で生れた二世、三世、又は四〇年、五〇年この地に居住しているものであり、将来もこの日本に永住する意思をも

っております。

このように長期間の定住によって地域との深いつながりがあり、日本人同様、国税及び市・県民税を義務として納めており、他方、さまざまな公害も日本人と同じく被害を受けております。

戦後三〇年、日本は民主主義国家として発展し、すべて個人の基本的人権を最大限に保障すると共に、同じ地域に住む在日韓国人、朝鮮人の基本的人権の保障についても深い関心があると信じます。

私達は今日まで在日韓国人、朝鮮人の基本的人権が何ら認められていない現実をふまえ、次のような質問書を提出致します。どうか誠意ある回答をお願い致します。

(1) 在日韓国人、朝鮮人が日本に住むに至った歴史的経緯を考慮する時、日本人の責任、特に市当局の責任において、在日韓国人、朝鮮人の基本的人権の保障に対する基本的見解を明らかにして下さい。

(2) 東京都、横浜市及び多くの都市で在日韓国人、朝鮮人に「児童手当」が支給されていますが当市では何時頃から実施しますか。

(3) 東京都、横浜市などの都市では在日韓国人、朝鮮人の公営住宅入居資格が認められておりますが当市では何時頃から実施致しますか。

(4) 国民金融公庫からの融資が在日韓国人、朝鮮人に適用されるよう市当局が関係当事者と交渉する用意がありますか。

(5) 私達は基本的人権の最大の保障の途は参政権にあると考えております。それ故に在日韓国人、朝鮮人に参政権を認めるべきと考えます。

特に市会議員の選挙権、被選挙権は認められるべきと考えますがこの点についての基本的見解を示して下さい。

一九七五年九月一日

在日大韓基督教小倉教会牧師　崔　昌　華
在日大韓基督教折尾教会牧師　金　栄　植
在日大韓基督教西南地方婦人連合会会長　辛　聖　連
北九州民族文化研究会　会長　李　孝　松

一九七五年九月九日　在日大韓基督教西南地方会（於折尾教会堂）において参政権を含めた人権斗争支援を決議。

一九七五年一〇月四日　前回をうわまわる一〇〇人近い在日韓国人、朝鮮人、日本人が集まった。公開質問書と内容的に同趣旨で、日本人の責任として要望書を提出

した。署名した団体は、北九州キリスト教都市産業伝道代表　尾瀬　力、北九州キリスト教協議会人権委員会委員長　山本繁夫、金鐘甲氏の裁判をすすめる会　日本人部会連絡責任者　村田嘉納　である。

市側の回答が手渡されたが何ら進展がないため拒否、前回と同じく市長との交渉を求めた。

市側代表総務局長と四回の交渉のすえ、一九七五年一一月二一日、北九州市長谷伍平氏と代表一三名と約五〇分交渉した。市長は私達の訴えを聞いたあと、「これまでの両国の経緯からしょく罪の気持を出発点として、今後要求にそえるよう努力していく」と答えた。他方「参政権は国政レベルの問題で市としてはどうにもならないし」と答えた。

一九七五年一二月一〇日　総務局長と代表一七名と交渉に入った。具体的に児童手当、公営住宅入居問題について市側へきびしく追及したが総務局長は中央の意向を打診してみるといって確答を避けた。次回を一二月一五日～一九日の間に設定すると合意したが市側は約束を履行せず話し合いは中断された。

一九七六年一月二七日　代表四名が総務課長に交渉再開を申し入れたが「都合が悪い」という理由で実質的に拒否。一九七六年二月五日　約四〇人の在日韓国人、朝鮮人、日本人らが総務課長に交渉再開を申し入れ、約二時間すわり込んだ。その後回答なし。

一九七六年三月二六日　代表四名が総務課長に交渉再開を申し入れたが交渉再開の回答はいまだない。

谷市長のことばが何であったか。「努力して行く」という約束は何であったか。きびしく追及したい。今後、交渉再開を強く要求したい。

Ⅳ　結び

北九州市に対する参政権を含む人権斗争は戦後三〇年経った今、やっとわたしたちの人権の根本的要求として斗争に組まれたのである。この斗争の中でＮＨＫに対する人格権訴訟（韓国人名を民族語よみする）が提起された。参政権運動は特に在日韓国系新聞である共同新聞の協力により在日韓国人に拡がり真剣に討論しあうことになった。

一九七六年三月三一日　在日大韓民国居留民団第三八回定期中央大会で宣言が字句修正された。「参政権を除外しては政治的、経済的、社会的、すべての面において在日韓国人は日本国民と同等の待遇を受けねばならない」というところから「参政権を除外しては」を削除したの

である。これは大きな転換であり、現在、在日同胞社会で参政権をも獲得すべきだという声が出ているのも事実であると認め、参政権問題が浮上して来た場合に柔軟な対処ができるようにしたのである。

他方四月二十五日　朝日新聞の「六五万人」の「取材を終って」の記者座談会の最後に、Bが「納税の義務を果たしているのだから、日本人と同等の権利を保障すべきだという要求も高まっている。日本に帰化しない人にも参政権を認めようというのは論外だが、納税に対する〝見返り〟が少しあってもいいのではないか」といわれた言葉にはげしい怒りすら覚える。社会的良識をもっているはずの記者の口から出た、しかも取材し終った段階の言葉としてである。

納税の〝見返り〟が欲しいのではない。人間として、人間らしく生きる権利をかちとりたいのである。

在日韓国、朝鮮人の参政権を含む基本的人権を奪ったのは日本政府であり、その剝奪した状況を容認している大和民族としての日本人総体であるといわざるをえない。

他民族の基本的な人権をふみにじりつつ、自民族のみの基本的人権を主張することは、普遍的な人類社会にて認められる基本的な人権と根本的に相容れないものといえる。基本的人権とは自乙と全く同じような権利が民族を異にする他人にも認めてこそ人間の尊厳を認めることになる、このような心が法的平等をもたらし、実質的差別をなくすのに努力する業をもたらすのである。

「ビッコ」の表現について

山田一男

「元気のいい者は逃亡させないためにビッコにする」及び「棍棒でなぐられビッコにされて……」「人管と縁を切りたい一号」の中の表現について友人から差別を助長するものではないかという疑問が出されました。これに対し統一した見解は出ませんでしたが、以下は仲間との討論の過程で感じたことを私なりにまとめたものです。

指摘の内容は次のようなものでした。「私に足の不自由な友人がいて、幼いときから『ピッコ』という言葉ではやされていやな思いをしてきたという。『入管と縁を切りたい』を読ませたいがこんな言葉を使っていたのではすすめられない　指摘された表現は『入管と縁を切りたい』の四ページに、金さんが千島へ強制連行され、酷使されたおりのことを「食事もまともに与えず、睡眠時間も日に三時間足らず、便所に行くのさえ監視つき、元気のいい者は逃亡させないためにピッコにする……」とつかわれ、十二ページにも同じような内容で使用されています。結論から先にのべるならば、私は日本の強制連行、強制労働によってうちくだかれた金さんや彼の肉親、仲間の怒りを表現するにはこれしかないと思います。又、今となって他の言葉におきかえることの不毛さをも感じます。と同時に、足の不自由なことをもって「ピッコ」とよばれた人のことを私自身の経験からも思いおこすことができます。

しかしそのことからはっとさせられるのは、単に「ピッコ」という言葉を使ったか否かということよりも、私たちが障害者を数段劣った人間として考え、この社会が「健常者」のためにできているのではないかということです。それは金さんの車イスをおして病院の外に出たときにはっきり感じます。病院前の道路の段差は車イスにすわったまま一人では通れません。歩道橋でもあればひきかえさねばなりません。小倉地裁にはエレベーターがなく、あたかも車イスの人間には裁判をおこす権利も傍聴する権利もないかのようです。（権力に刃向かえばむりやりつれてあがるのでしょうけれども）指摘された文章を読んで私が心配するのは、「ピッコ」という言葉の問題よりも、そのような状態にされたことを、一段低い世界におとしこめられたように感じとる習慣をつけてしまうことです。しかし、彼の怒りをこのようにしか表現しえない以上、私たちがこの危険からのがれるには、「障害者」である金さんをとりまく諸々の壁と戦っていくことしかないように思います。たとえば前述した裁判所のエレベーターのこと、あるいは朝鮮人である金さんには「障害者」年金がうけられないことなどと。

「異邦人の河」の上映運動の中で考えたこと

佐藤勉

昨年（七五年）は二月十三日に、映画「異邦人の河」を見てから、はや年も明け数ケ月の時が流れ、僕の中の記憶もしだいに鮮明さを失なっていて、映画のひとつ、ひとつの場面を思い出せなくて、そのことに、いらだちにも似た感情をおぼえつつペンを、こうして走らせています。そこで、不鮮明な記憶を少しづつ明白にしてゆく努力をしながら、感じたこと、考えていることを書いてゆきたいと思います。

「異邦人の河」上映後、僕は、上映実行委に参加していたこともあって、回収したアンケートを読ませていただきました。そのなかでも、圧倒的にも多かったのは、映画の表現技術的なことで、「ストーリーがあっちこっちにとんでよくわからなかった」という声でした。それともうひとつは、「考えさせられた」というのでした。ここでは、後者の「考えさせられた」というアンケートに基づいて、何を考えさせられたのかをもっとはっきりさせてゆきたいと思います。

本題にはいるまえに、映画を見て僕が感じたことを少し書きたいと思います。次々と画面に現われるショッキングなシーン、ここでは、僕の気が小さくて、とてもリアルには表現しきれないのですが、頭痛とも何ともいえぬ寒気がして、しばらくは気分がすぐれなかったのを憶えています。それとは全く対照的だったのは、大関優子（バンスノン）が扮した方順紅のチマチョゴリの姿が何とも言いがたく鮮烈にまぶたに焼きついたのを憶えています。この気持を説明しろと言われてもちょっと返答に困るのでここでは、申し訳ありませんがさけさせてもらいます。少しばかり長くなりましたので、本題にはいってゆきたいと思います。

「考えさせられた」というアンケートの答ひとつでも何を考えさせられたのかは、その人ひとりひとりの立場や映画の見方などいろんな条件によって異なってくると思います。しかし、等しく同じことを考えさせられたとすれば、大きくふたつに分けて、日本人という立場で

ありもうひとつは、在日「韓国、朝鮮人」という立場でそれぞれ、共通のものを考えさせられたはずです。僕は日本人ですので日本人の側の考えさせられたという点についてもっと突っこんでいきたいと思います。

ここでこの映画が僕らに与えたものは、何だったかということを、アンケートや、僕が感じたことをもとに少し考えて見たいと思うんです。僕の現在の考え方では、（この映画はフィクションですが）客観的に見てゆくことも、また、この映画で在日「韓国人、朝鮮人」の生活は、ああゆうもんだと判断してゆくことは、非常に危険なことだと思うんです。見る人の目によっては、この映画が、新たに在日「韓国人、朝鮮人」に対する、予断と偏見とを産んでゆくことにだってなりかねないのではないでしょうか。

こんな事を言いだしたのは、アンケートの中にあった「考えさせられた」という意見があったのですが、やはり、何を、何故「考えさせられた」のかが大切な、ことだと思うからです。ひとつ考えられることは、朴軍事独裁政権は、悪い奴だと言うことかもしれません。もうひとつは、日本社会の中での日本人による在日「朝鮮人、韓国人」に対する差別と抑圧のことかもしれませんが、どちらにしても、歴史の中で、日本の国家と日本人が、朝鮮半島で何をしたかそして現在何をしているのか、何故現実に六五万人という在日「韓国人、朝鮮人」が日本で生活をしているのかということまずこの事実を認識しなければならない。

より自分にひきつけて言うならば、いわゆる、戦後に生を受け、十二年間の教育のなかで歴史の事実をねじまげられて教え込まされまがりなりにも、〃民主主義〃〃平等〃の概念を植えつけられて育ったわけなんです。そして一時はやったフォークソングのなかの〃戦争を知らない子どもたち〃などに象徴されるように、全て何かしら〃良心〃と〃人間性〃の問題へとすりかえ、一方では、国家と資本に対してより忠実な人間としてのわくをはめられて育ってきました。つまるところ、あらゆることに対して第三者として客観的に判断してゆきその判断を下すのは良心の力にたよってゆくというような構造を作り上げてきたのです。旧日帝が「朝鮮半島」「中国大陸」に対して行なった侵略戦争の責任も、ありとあらゆる悪虐非道の行為をとったことに対しても、きわめて

冷淡にしかも他人事にしか対応できなかったし、もう、過去のものだからという切り捨ての論理で逃げ回っていて、決して当事者としての自分を認識することがなかったのです。そのようなところにある〝良心〟〝民主主義〟は腐敗、堕落を産み出してゆき天皇制を頂点としてますます排外主義、差別主義が僕ら日本人の意識のなかに浸透していっているのです。

日本の侵略の歴史のなかで形成されてきた在日「朝鮮人、韓国人」の現実、朝鮮半島の三八度線による南北分断にしても、いかなる日本人も、決して他人事として語られないのであり、ましてや、ひとりの人間の〝良心〟の問題に帰してしまうことはできないと思うのです。そこには、やはり、自国の歴史と政治に対する責任は、かならず果たさなければならないし、かりたものはかえさなくてはならない。まして血でぬられた歴史をスミで書きかえることは不可能である。一貫して日本国の論理を支え天皇制を支え侵略に積極的に手をかしてきた日本人のひとりとしてよりきびしく、自己を問い直してゆかなければならないと思います。

そして現在、僕ら日本人が真に人間的であるために何が問われているのかを考えてゆかなければなりません。歴史と現実のなかから何を見つけ出すのか、そう言った意味ではこの「異邦人の河」は充分に突き出しきれていないと思う訳です。映画の中で、朴雲煥（パクウナン）が日本人からされたナイフでKCIAと思われる人物の耳を切りおとすシーンがありましたが、本当は日本人からされたものは等しく日本人にさし返すのが当然ではないのでしょうか？

もし日本人の側にそのナイフを受ける勇気がないとしたらもう日本人は人間でないのではないでしょうか、僕ら日本人がもっとも恐れているのは現実に突きさしているナイフがいつ突きかえされるか、だと思うのです。けれど、突きかえされたナイフを自分の胸に受ける覚悟ができなければ、日本人は人間としてふたたび、立ち上がることが出来ないのではないでしょうか？

50/11,20 毎日

国籍確認訴訟にご理解願う

自由業 林 景明 45

最近、貴紙学芸欄で旧植民地人の日本国籍確認訴訟がとりあげられたことは、同じ訴訟をしている私にとって、何とも言えない、うれしい驚きです。

なぜならば、今でこそ約六〇万人、朝鮮人二人の仕方人が、かつての日本の強制支配に対して、損償と謝罪を求め、日本政府の国籍条件日本居住権を求め、日本国籍確認訴訟を起こしていますが、当初は彼らが多くの人から理解されず、誤解の多くは外国人の政治亡命事件としてとらえ、アムネスティの人たちが、日本政府の国籍条件に抵抗する者は日本の政治犯だと誤解できず、協力するどころか「政治犯不引渡し」ならともかく「日本国籍確認」では、訴訟を起こしても勝訴の目はないと言っていたのです。

私は一九七〇年一月提訴の「知られざる台湾」（三省堂新書）で、この国籍条件（はくだつ）が生活権剥奪に等しいことを書き、広く読まれましたが、読者の多くは外国人の政治亡命事件としてとらえ、アムネスティの人たちが、日本政府の国籍条件に抵抗する者は日本の政治犯だと誤解できず、協力するどころか「政治犯不引渡し」ならともかく「日本国籍確認」では、訴訟を起こしても勝訴の目はないと言っていたのです。

もちろん戦後三十年の今年に訴訟を起こす訳が急にふえ、貴紙をふくめたマスコミがとりあげたからとも言って、政府、裁判官がすぐ理解を示すとは思いでしょうが、少しは政治するでしょう。キャンペーンを続けて下さることを望んでやみません。

（注）アムネスティ・インターナショナル＝政治、宗教、イデオロギーなどの信条、国籍を問わないために逮捕、投獄されたり、迫害を受けている人々の救援を目的とする国際的人権擁護組織。ロンドンに本部を置き、世界三十余国に支部を持つ。

（東京都文京区）

50, 8, 1 フクニチ

国は〝日本国籍〟確認を

在日朝鮮人の金さん訴え

〝強制連行〟から34年目

北九州市門司区

戦前は〝皇国臣民〟として強制連行されたうえ、強制労働を課せられ、戦後は一方的に外国人とされ、一貫して不当な抑圧を受けてきた。国は私の日本国籍を確認せよ―として一在日朝鮮人が八月十一日ごろ、国を相手取って国籍確認と慰謝料など三千万円の損害賠償を求める訴えを福岡地裁に起こす。在日朝鮮人の日本国籍確認訴訟は四十四年、宋斗会さんが京都地裁に起こしたのに次いで二度目。

訴えるのは北九州市門司区の門司労災病院に入院中の金鐘甲さん（五四）。

訴状によると、金さんは大正九年、朝鮮慶尚北道金泉郡で日本国民を両親として生まれた。昭和十六年、内地に強制的に連行され、敗戦まで千島、宮城県多賀城で強制労働に従事させられた。

以後ずっと日本に居住、一度も国外に出たことはない。民族としては朝鮮人で日本国籍を持っていると信じている金さんに対し、国は二十七年、四十六年の二度にわたり「退去強制」を命じ、長崎県の大村収容所に金さんを収容するなど法的地位の一方的変更を繰り返した。このため、金さんは「生活が破壊され、耐えがたい苦しみを受けてきており、国は日本国籍を確認するとともに、慰謝料など三千万円を支払え」としている。

金さんは四十六年八月六日、二度目の「退去強制」を受けたが、同日「仮放免の許可」を得、北九州市内に居住制限されていた。同十二月に脳卒中で倒れ、四十七年夏、門司労災病院に入院し、現在も療養中・金さんはその後、昨年十一月「特別在留許可」を得て現在に至っている。

日本には国籍はく奪する権利はない

在日大韓基督教小倉教会の崔昌華牧師の話　戦前在日朝鮮人は日本国籍を強要され、日本国家のため強制連行されて強制労働を強いられた。戦後は日本国家が一方的な理由で、これらの人から集団的に日本国籍を強制はく奪した。在日朝鮮人が自由な意志で日本国籍を放棄する権利はあっても、日本国家が国籍をはく奪する権利はないはずだ。国家とは一民族のみで形成されるのではなく、多数の民族によって形成されることを明白に認識すべきだ。



苦しかった過去を語る金鐘甲さん

門司労災病院の一室、ほかの患者さんたちにまじって金さんは、脳卒中で左半身マヒの体をベッドに横たえていた。「日本の国家に自分はいいように振り回されてきた。生きているうちに戦時中の強制連行や、戦後の強制退去がどんなにわれわれ同胞にむごいことだったのか告発したかった」

むごい仕打ち告発

半身マヒの金さん　もう故郷にも帰れぬ

昭和十六年、金さんは義弟、いとこと一緒に日本に強制連行され、千島で飛行場建設に従事させられた。「タコ部屋に入れられ、牛馬同然の暮らしだった」という。一緒に来た義弟、いとこは米軍の爆撃で逃げ遅れて亡くなった。

「日本に来てからいいことは一度もなかった。いつになったら腹いっぱいメシが食えるのか、それぱっかり思って生きてきたみたいだ。

いまの金さんの楽しみは酒とたばこくらい。医療保護として月一万円の支給金が自分の自由になるお金。そのほとんどをこれまでたばこと酒に費やしていた。「酒を飲んだら、病院の人からきらわれるんですが、酒がなくては苦しみをまぎらわすことができなかった」

強制退去、そしてまた特別在留許可と戦後三十年間の金さんの身分は目まぐるしく変わっている。

「三十二年当時は門司で日雇い人夫をしていたが、毎月、下関の入管事務所に行かなくてはならなかった。その証明の手続きが難しい。日本語が読めないので少しでも間違えているとダメといわれ、何度書類を破り捨てたことか…」

「母は二歳のときに亡くなった。父も私が日本に来るとき、五十歳だったが、もう死んでるんでしょう。送金も出来ずに、いまさら国に帰る顔がない。私はどっちに行ったって籍のない体。勝ち味はないかもしれないが、やれるだけやってみる。そうでなければ私の腹がおさまらない」―金さんは戦後三十年目にやっと支援者の援助で裁判に踏み切ることにしたのだ。

昭和50年8月1日　金曜日

『私に日本国籍を』

在日朝鮮人 金さん近く訴え

北九州

【北九州】戦前は〝皇国臣民〟として強制連行されたうえ、強制労働を課せられ、戦後は一方的に外国人とされ、一貫して不当な抑圧を受けてきた。国は私の日本国籍を確認せよ―として一在日朝鮮人が八月十一日ごろ、国を相手取って国籍確認と慰謝料など三千万円の損害賠償を求める訴えを福岡地裁に起こす。在日朝鮮人の日本国籍確認訴訟は四十四年、宋斗会さんが京都地裁に起こしたのに次いで二度目。

訴えるのは北九州市門司区の門司労災病院に入院中の金鎮甲さん(五四)。

訴状によると、金さんは大正九年、朝鮮慶尚北道金泉郡で日本国民を両親として生まれた。昭和十六年、内地に強制的に連行され、敗戦まで千葉、宮城県多賀城で強制労働に従事させられた。

以後ずっと日本に居住、一度も国外に出たことはない。民族としては朝鮮人で日本国籍を持っていると信じている金さんに対し、国は二十七年、四十六年の二度にわたり『退去強制』を命じ、長崎県の大村収容所に金さんを収容するなど法的地位の一方的変更を繰り返した。このため、金さんは『生活が破壊され、耐えがたい苦しみを受けてきており、国は日本国籍を確認するとともに、慰謝料など三千万円を支払え』としている。

金さんは四十六年八月六日、二度目の『退去強制』を受けたが、同日『仮放免の許可』を得、北九州市内に居住制限されていた。同十二月に脳卒中で倒れ、四十七年夏、門司労災病院に入院し、現在も療養中。金さんはその後、昨年十一月『特別在留許可』を得て現在に至っている。

75.8.1　毎日

在日朝鮮人

強制連行に賠償を

日本籍確認と併せ訴え

三十回目の8・15を前に十一日、一人の在日朝鮮人が国を相手取って「日本国籍確認」と「強制連行など過去の日本の政策に伴う損害賠償・慰謝料請求」の訴訟を福岡地裁に起こす。昭和四十四年に京都府の在日韓国人、宋斗会さん(六〇)=韓国籍=がやはり日本国籍確認の訴えを起こして係争中だが、朝鮮籍の人が日本国籍確認訴訟を起こすのは初めて。また、強制連行などについての損害賠償や慰謝料を求めるのも初のケースで、過去の日本の対朝鮮政策を根底から問い直すものとして反響を呼びそうだ。

訴えを起こすのは、北九州市内門司区浜町、門司労災病院内、無職、金鎮甲さん(六三)。

訴状によると、金さんは慶尚北道金泉郡に生まれ、昭和十六年六月、日本に強制連行され、千島列島で、飛行場建設をさせられた。ここではタコ部屋に閉じ込められ、棒で殴られるなど虐待された。間もなく逃亡防止用に手錠をはめられて宮城県多賀城に移され、再び土木工事などで酷使された。終戦の二十年八月十五日、自由の身になったが、仕事も金もなく日本に残らざるを得なかった。昭和二十六年、友人に頼まれた盗品を持っていたと逮捕され、一年二カ月の実刑を言い渡された。

出所と同時に退去強制処分を受け、長崎県大村収容所に収容されたが、当時の李承晩韓国大統領が刑余者の送還を拒否していたことから送還を免れ、昭和三十三年『特別在留許可』を受けて出所。以来、北九州市門司区で仲仕などをしながら暮らしていたところ、昭和四十六年、再び退去強制処分を受けたが、間もなく仮放免となった。その後、脳卒中で倒れ、同病院に入院しているが、昨年再び特別在留許可がおりた。

日まぐるしく変わる滞在資格。

戦前は〝皇国臣民〟として遇しながら戦後は外国人とした国籍政策に問題があり「民族としては朝鮮人だが、日本国籍を有する」として、日本国籍確認を求めるとともに強制連行や強制労働で受けた苦痛などに対し三千万円の損害賠償・慰謝料支払いを求めている。

在日朝鮮・韓国人の国籍については、昭和二十二年の外国人登録令施行に伴い「当分の間、外国人とみなす」と規定され、サンフランシスコ平和条約締結とともに日本国籍を喪失した――というのが国側の従来の解釈。

金鎮甲さんの話　日本国籍を認めよと訴えるのは〝日本人になりたい〟ということではない。私は朝鮮人としての誇りを持っているが、私を日本から追い出そうというなら、トコトン争う。

50.8.1 読売（朝刊）

日本国籍を認めて

在日韓国人が近く提訴

門司

「日本国籍を強制的にはく奪され、耐えがたい苦しみを受けた」と北九州市内に住む在日韓国人が近く国を相手取り、日本国籍確認と三千万円の損害賠償を求める訴えを福岡地裁に起こす。在日韓国人が原告になった国籍確認訴訟は全国で二番目。裁判では韓国人の人権問題や法的地位などが大きな争点になる。

提訴するのは、同市門司区浜町三の二三、無職金鐘甲さん（五四）。訴状によると、金さんは日本国籍を持っていた父親の金日文さんの長男として韓国で生まれた。母親も日本国籍（両親とも故人）。第二次大戦が始まる直前の昭和十六年、日本に強制連行され、宮城県内などで強制労働させられた。ところが同二十六年、盗みのぬれぎぬを着せられて一年二カ月の実刑判決を受け、宮城刑務所で服役、出所後間もなく韓国送還のため長崎県の大村収容所に送られた。

その後、日本と韓国が双方の収容者を相互に釈放する覚書に調印したため、特別在留許可によって同収容所を出所。三十三年から北九州市門司区で港湾労働者などをしながら生活してきた。この間、再び強制送還されそうになったが仮放免、特別在留許可になり、現在では脳卒中のため門司労災病院に入院している。

しかし、日本で過ごした三十三年間は苦労の連続。強制労働に明け暮れた戦前はもちろん、戦後も一方的に外国人とみなされ、耐えがたい抑圧を受けた。朝鮮民族であることに誇りを持つ一方、現在でも日本国籍を持っており、日本政府の冷たい仕打ちによる損害は金銭には換えられないが、あえて金額に換算すると三千万円が相当としている。

金さんは、十一日同地裁に提訴。同時に訴訟救助の申し立てをする。

裁判には「金鐘甲裁判を支援する会」の福島華・八幡大講師と兼崎誠医師が補佐人として参加、金さんの弁護に当たる。

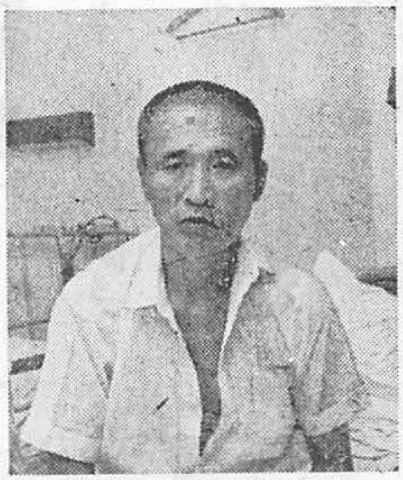
訴訟を弁護する福講師の話「裁判では国籍はく奪によって、在日韓国人が居住権を侵害され、いかに基本的人権が無視されているかを具体的に立証し、国際レベルの人権闘争にまで高め上げていきたい。福野の狭い国政概念にとらわれ、日韓両国間の歴史的背景に立って処理しない日本政府の態度が国籍問題の大きなカベになっており、この点の立証にも力を入れる」

50.8.1 朝日

「日本国籍を認めよ」

在日韓国人 提訴を決意 慰謝料も請求

金鐘甲さん



近く提訴する金鐘甲さん（31日、北九州市門司労災病院で）

戦時中に日本に強制連行されながら、戦後は特別在留許可が必要な外国人として扱われる在日韓国人が近く国を相手取って、日本国籍確認と慰謝料など三千万円の損害賠償を求めて福岡地裁に提訴する。在日韓国人による日本国籍確認請求訴訟は全国で二件目。

提訴するのは北九州市門司区浜町の門司労災病院に入院している金鐘甲さん（五四）。訴状によると、金さんは大正九年、日本国民であった金日文さんの長男として朝鮮慶尚北道金泉郡に生まれた。

昭和十六年六月、国家総動員法により、日本に強制連行され、千島や宮城県で強制労働させられた。日本が敗戦後、宮城県に残り単身生活を始めたが、昭和二十六年盗品故買の罪で、一年二カ月の実刑を受けた。出所後「退去強制」となり、大村収容所に収容された。

昭和三十三年、一年更新の特別在留許可で出所、門司区で沖仲仕などの仕事をしながら暮らして来た。三年半前に脳卒中で倒れ、現在は門司労災病院に入院している。

金さんは国籍確認訴求の訴えを起こすことについて「戦前、戦時中は皇国臣民として強制連行、強制労働をさせられ、戦後は一方的に外国人とみなされて、盗品故買の罪をでっち上げられるなど抑圧を受けた。そのために人生をめちゃめちゃにされた。それでいながら日本でしか生活できない状態だ。私が韓国人であることにいささかの疑いもないし誇りを持っているが、同時に、日本国籍を持っていると信じている」と説明している。三千万円の請求額については「人生を台無しにされたことに対する慰謝料など」といっている。

在日韓国人による日本国籍確認の訴えは四十四年十月、京都地裁に提訴した京都市の宋斗会さん（会）に次いで二件目。宋さんは昭和十年ごろ日本に来て以来、戦時中軍務などで中国にいたほかは日本で生活している。昭和四十年外国人登録をしていないとして逮捕されて以後、特別在留許可で在留を認められたが、「悪質的な在留許可は屈辱的」として裁判に持ち込んだ。だが、宋さんの場合、国籍確認の訴えだけで、損害賠償請求は金さんが初めて。

50.8.11 朝日

日本国籍を認めて！

門司の在日朝鮮人 慰謝料を求め訴え

50.8.11 朝日

「これまで、モノとして扱われてきた。これからは出入国管理事務所と縁を切り、人間として生きたい」――戦時中、日本に強制連行された在日朝鮮人、北九州市門司区浜町の門司労災病院内、金鐘甲さん(五三)が十一日、国を相手どって三千万円の慰謝料などを含めた日本国籍確認等請求の訴えを福岡地裁に起こし、訴訟救助を申し立てた。四十四年に「韓国籍」の京都府、宋等会さん(六三)が日本国籍確認の訴えを起こして係争中だが、「朝鮮籍」の人が訴えを起こしたのは初めて。補佐人の在日大韓基督教小倉教会の崔昌華牧師は金さんと同じような立場の在日韓国、朝鮮人は国内に約三十万人いるといい「金鐘甲さんの裁判をすすめる会」で裁判を支援していくという。

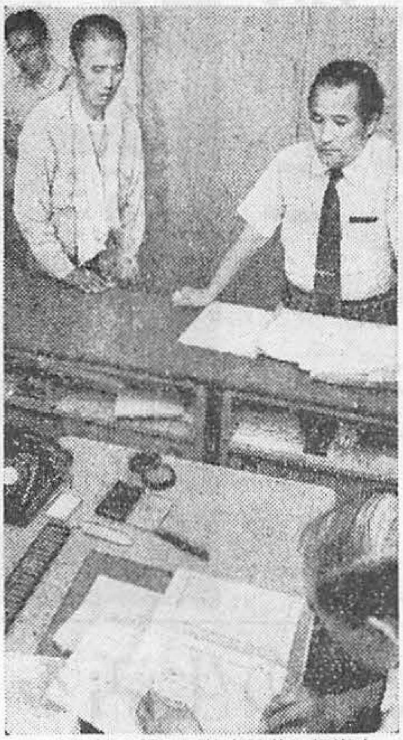
金さんは同日午前十時半ごろ、左半身不自由な体をつえで支え、崔さんや門司労災病院の兼務暉・主治医らに付き添われて福岡地裁に出向いた。「強制連行するときは日本人といい、戦後は一方的に外国人として人間らしい扱いはしてもらえなかった。私の体も人生もメチャメチャにされた」と、手続きを終えたあと怒りをぶちまけた。

金さんの話によると、金さんは日本国民であった金日文さんの長男として朝鮮慶尚北道金泉郡に生まれた。昭和十六年、国家総動員法で弟、従弟といっしょに日本に強制連行された。千島で飛行場建設の仕事をやらされたが、タコ部屋につめ込まれ、眠れるのは一日三時間ほど。弟と従弟は棒で殴られ、片足を不自由にされて死んだ。

その後、宮城県に移され、そこでもタコ部屋生活の毎日。戦後解放されたものの、仕事も金もなく、日本に残った。しかし、日本人にだまされ、盗品故買の罪を着せられ、一年二月の実刑を受けた。刑務所を出た金さんはそのまま大村収容所へ。出所後も退去強制処分を受けるなど目まぐるしく変わる滞在資格にふり回された。沖仲仕で生活していたが三年前に脳卒中で倒れ、いまも門司労災病院に入院中という。

訴状の中で金さんは「日本国は私の人生を破壊してしまった。そして日本でしか生活できないようにされた。民族として朝鮮人であることに絶対の誇りを持っているが、同時に日本国籍を有していると信じている。強制連行や収容所での七年間の生活など、精神的、肉体的損失は金にはかえられないが、あえて換算すると三千万円相当と考える」と訴えている。

一方、国側の従来の解釈によると、在日朝鮮、韓国人の国籍については、昭和二十二年の外国人登録令施行で「当分の間、外国人と見なす」と規定、サンフランシスコ平和条約締結で日本国籍を喪失した、としており、三十六年の最高裁判決もこの解釈を支持している。



日本国籍確認の訴状を地裁に提出する崔昌華牧師と金鐘甲さん（左）＝11日午前10時20分、福岡地裁で

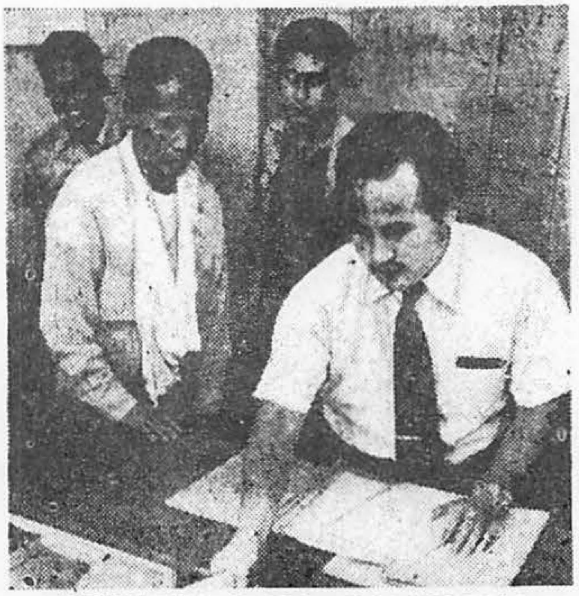
8/11 西日本

強制連行の罪償え

日本国籍と慰謝料を

北九州市の在日朝鮮人 国を相手に提訴

福岡地裁



崔昌華牧師らに付き添われ日本国籍確認請求書を提出する金鐘甲さん（左から2人目）

戦時中に日本人として日本に強制連行されながら、戦後は特別在留許可が必要な外国人として扱われている北九州市門司区浜町、門司労災病院内の在日朝鮮人・金鐘甲さん(五四)が十一日午前十時すぎ、国を相手取って日本国籍確認請求と、慰謝料など三千万円の損害賠償支払いを求める訴えを福岡地裁に起こし、同時に訴訟救助の申し立てをした。在日朝鮮人の日本国籍確認訴訟は現在、京都地裁で係争中の宋斗会さん(六〇)=四十四年十月提訴=について二件目。〝外国人扱い〟されたために起きた生活破壊、戦時中の強制労働で受けた苦痛に対する慰謝料支払いを求めるのは、金さんが初めてのケースで、裁判所の判断が注目される。

訴状によると、金さんは大正九年、当時日本領だった朝鮮慶尚北道金泉郡で〝日本国民〟を両親として生まれた。戦雲急を告げる昭和十六年、国家総動員法に基づき内地に強制的に連行され、敗戦まで宮城県多賀城、千鳥で強制労働に従事させられた。

戦後、宮城県内で生活を始めたが、二十六年、盗品故買容疑で捕まり、懲役一年二月の実刑判決を受けた。刑期終了後、二十七年に補佐人にする補佐人許可申請書と、国籍の本質はなにかを問いかけた崔牧師著『国籍と人権』（酒井書店）を提出した。

金さんは昭和十六年、強制徴用によって『内地』に強制連行され、五年間の強制労働、戦後は国籍を強制はく奪され大村収容所への強制収容、二度にわたる退去強制……。

崔牧師は『金さんは〝強制〟の二字を一身に背負って戦前、戦後の日本で生きてきた。この訴訟は日本国家にモノとして扱われた人間が、人間として扱ってほしい、人間としての生涯を取り返したいとの叫びの表れなのです』と口調を強めた。

金さんは脳卒中で四年前に倒れて医療保護を受けているが、ある夜、金さんは酒を飲み、転んでケガをした。兼崎主治医が居わず顔をひっぱたいたとき金さんは訴えた。

『迷惑をかけてすみません。しかし日本が若かった私を強制連行して日本に連れてくることがなかったら、私だっていまごろ朝鮮にいて貧しくとも妻も子供もいるでしょう。こんなに年とって身寄りもなく……』。兼崎さんは返す言葉もなかったそうだ。（金鐘甲さんの裁判をすすめる会資料『入関と縁を切りたい』）

戦後三十年。日本国家、日本国民に『国籍とはなにか』を問いかける訴訟だ――崔牧師は言った。

金さんは『お前は〝日本人〟だと私を連れてきた。日本国家は自分の都合で、戦後になると日本人じゃないから帰れ、という。私には、それがわからない』――。

人間の生活を取り返したい

提訴した金さん

金鐘甲さんは十一日午前十時すぎ、主治医の兼崎暉さん(六二)や在日大韓基督教小倉教会の崔昌華牧師らといっしょに福岡地裁に現れ、日本国籍確認請求訴訟を提訴、訴状とともに金さんが言葉、身体が不自由なため兼崎主治医を

は『退去強制』を命ぜられ、長崎県の大村収容所に収容された。三十三年に、ようやく特別在留許可を得、北九州市門司区で沖仲仕の仕事をつづけてきた。四十六年八月、二度目の『退去強制』を受けたが、北九州市内に居住を制限するとの条件つきで仮放免された。

めまぐるしく変わる在日朝鮮人の法的地位―特に在留資格に、金さんは訴状の中で『民族としては朝鮮人だが〝日本国民〟の子として生まれ、戦時中から一度も国外に出たことはなく、日本国籍を持つ資格は十分あると信じている。外国人扱いされたがゆえの不利益な措置を繰り返されないため、国は直ちに私が日本国籍を持つことを確認せよ』と、強調している。

また、金さんは『戦前は〝皇国民〟として強制連行、強制労働を課せられ、戦後は一方的に外国人として一貫して不当な抑圧を受けてきた。このため、生活は破壊され、耐えがたい苦しみをなめさせられた。この苦しみを償うため、国は慰謝料三千万円を支払え』と言っている。

現在、金さんは昨年十一月に得た特別在留許可で国内滞在中、だが、四十七年十二月に脳卒中で倒れていらい、門司労災病院で闘病生活を続けている。

51.3.19 (夕) 読売

日本籍なぜ奪う

国籍確認訴訟 金鐘甲さん初弁論



入廷する金鐘甲さん（福岡地裁で）

「私の日本国籍をなぜ強制はく奪するのか」と、在日朝鮮人の北九州市門司区浜町三の一三、門司労災病院四〇六号室、金鐘甲さん（五五）が国を相手取り、日本国籍の確認と一方的にはく奪されたことに対する慰謝料など三千万円の損害賠償金の支払いを求めた日本国籍確認等請求訴訟の第二回口頭弁論が十九日午前十一時から福岡地裁第三民事部（南新吾裁判長）で開かれた。第一回口頭弁論は昨年十月に開かれる予定だったが、金さんが出廷できなかったためこの日が実質的な最初の弁論。「私を戦時中は日本人として日本に強制連行し、戦後は一転、外国人扱いにするなど不当な措置ばかり。私は民族的に朝鮮人であるが、同時に日本国籍を有している」との金さんの主張に対し、国側は答弁書で全面的に争う構えを見せた。在日朝鮮人の日本国籍確認訴訟は四十四年十月、宋斗会さんが京都地裁に起こしたのに次いで二度目。

訴えによると、金さんは韓国・慶尚北道金泉郡の出身で、昭和十六年ごろ、国家総動員法で日本に強制連行され、宮城県内などで強制労働をさせられた。戦後の二十六年、窃盗罪で懲役一年二月の判決を受けて服役、出所後、強制退去のため大村入国者収容所に収容された。しかし三十三年、特別在留許可があり、北九州市門司区で港湾労働者として生活しているうち、五年前の四十六年、再び強制退去されそうになった。このさいも仮放免の許可を受け、同区内で生活できるようになったが、脳卒中の発作で倒れ、現在、門司労災病院で入院治療中。

金さんは二年前、再度、特別在留許可を受けているが「戦時中に若くして肉親と引き離され、強制労働、戦後は一方的に外国人とみなされ、人生を破壊された」として昨年八月十一日、福岡地裁に訴えた。

金さんは現在弁護士をつけておらず、国籍問題に取り組んできた同労災病院の主治医の兼崎暉さんと在日大韓基督教小倉教会の崔昌華牧師の二人を補佐人にする補佐人許可申請を同地裁に出していたが、南裁判長はこれを認めた。

金さんはこの朝、車イスで姿を見せ、法廷でとぎれとぎれの日本語で裁判長に訴えたあと、崔牧師が訴状を陳述。被告の国側は「請求の根拠が明らかにされていないので、具体的な主張はできない」と述べ、弁論を終わった。次回は七月九日。

76.3.19 朝日

在日朝鮮人の日本籍確認訴訟

国側が「全面的に争う」

戦時中、日本へ強制連行された在日朝鮮人、北九州市門司区浜町、門司労災病院内、金鐘甲さん（五五）が国を相手に、日本国籍確認と強制連行などの〝償い料〟として三千万円の支払いを請求した裁判の第二回口頭弁論が、十九日午前十時五十分から福岡地裁第三民事部（南新吾裁判長）であった。第一回弁論では金さんが病気のため出廷しなかったので、今回が実質的には第一回弁論となった。被告の国側は全面的に争うという準備書面を陳述した。

在日朝鮮人の日本国籍確認訴訟はほかにも例があるが、強制連行、強制労働を前面に出した裁判は全国でも初めてのケース。金さんや「金鐘甲さんの裁判を進める会」は、裁判の中で、一方的に国籍を変え、あるいは奪った日本の戦後処理のあり方と、強制連行の犯罪性を追及したいとしている。

金さんの話によると、日本国民であった金日文さんの長男として朝鮮慶尚北道金泉郡で生まれた。昭和十六年、国家総動員法で弟、いとこといっしょに日本に強制連行された。千島や宮城県で強制労働させられたが、タコ部屋生活の毎日だった。戦後解放されたものの、仕事も金もなく日本に残った。窃盗罪などで実刑判決を受けたことで退去強制処分を受けるなど目まぐるしく変わる滞在資格に振り回された。神仲仕で生活していたが四年前に脳卒中で倒れ、いまも門司労災病院で治療を受けている。

訴状で金さんは「日本国は私の人生を破壊してしまった。朝鮮人であることに誇りを持っているが、同時に日本国籍を持っていると確信している」と訴えている。この日、金さんは車イスに乗って出廷した。

南裁判長は原告から申請のあった北九州市小倉北区白銀一丁目、八幡大講開崔昌華さんと同市門司区西新町一丁目、門司労災病院医師兼崎暉さんの二人を補佐人として許可したあと原告側が訴状を、被告側が答弁書を陳述した。

国の答弁は「昭和十六年ごろ日本にきたこと、退去強制、仮放免、特別在留許可などの措置をとったことは認める。原告が出生と同時に日本国籍を取得したのは事実だが、サンフランシスコ条約で日本国籍を失った」としており、金さんの訴えに対して全面的に争うとしている。なお、最高裁は、国側のこうした主張を昭和三十六年に支持する判決を出している。

フクニチ

昭和21年4月8日第3種郵便物認可
発行所
夕刊フクニチ新聞社
福岡市中央区今泉1丁目2番1号
電話 (711) 編集局 2500 販売局 2610
広告局 2600 総務局 2551
(郵便番号 810)
昭和34年5月29日・国鉄門局
特別扱承認新聞紙第109号
© 夕刊フクニチ新聞社 1975

この金色の箱が、あなたの健康をお守りします！
特選 はこ茶® 580円
ハトムギ・タコ・クマ笹・昆布・玄米　クイーンはこ茶70円
販売元 河野祐治商会　福岡市中央区銀座町松坂1の4の10　☎(751)1313

抑圧と強制の半生備え

在日朝鮮人 門司の金さん 2人目の日

「国は私の日本国籍を認め、日本人と同等の市民権を保障せよ」「強制連行などで踏みにじってゆく」と訴えている。

国籍確認訴訟は現在係争中の京都府の朱斗奎さん(六〇)に次いで二人目。原告側は「裁判に入院中の在日朝鮮人、金錫甲さん(五四)が十一日、国を相手取って日本国籍確認と三千万

連行→戦後は一ひどい仕



金さん、終始厳しい表情

十一日午前十時十分、福岡地裁に来た金さんは、大勢の報道陣に囲まれて驚いた様子。以前、脳卒中で倒れて足が不自由なため、ツエにすがって一歩一歩裁判所内を歩いた。

それをまた支援の崔牧師らが支える様にしていた。

やっ　という状態。始、厳しい表情を見二十五分。訴状を提

崔牧師らに助けられ、不自由な体で福岡地裁を訪れた

訴状によると、金さんは朝鮮慶尚北道金泉郡出身。昭和十六年、二十歳のとき日本に強制連行されて千島、宮城県・多賀城で牛馬同然の強制労働を強いられた。日本の敗戦で自由となったが、帰国する金もなく、そのまま日本にとどまった。

昭和二十六年、盗品と知らずに友人の荷物を運ぶのを手伝ったことから一年二カ月の実刑を受け、服役後はすぐ出入国管理令第四項「無期または一年をこえる懲役もしくは禁固に処せられた者は退去を強制できる」により「退去強制」処分を受け、大村収容所に収容された。

昭和三十三年「戦を受けて大村を出所九州市門司区で沖仲ら生活。ところが、再び「退去強制」の間もなく、北九州市れて仮放免となった

国籍確認訴訟

"退去"打ち告発

の半生の損害賠償をせよ」と、北九州市門司区浜町の門司労災病院を求める訴訟を福岡地裁に提訴した。在日朝鮮・韓国人による日本の国家が朝鮮人にいかにひどい仕打ちをし、現在もしているか明ら

つた。

こうした半生を振り返り、金さんは訴状の最後で「私が民族として朝鮮人であることにいささかの疑いもないし、そのことに誇りを持っている。同時に私は日本国籍を有していると信じており。私自身に対する日本国のこのような扱い方はまったく腹立たしいものであり、私の半生を取り返しのつかないものにしてしまった。国により生じた私の損失は金銭ではかえられないか、あえて金額に換算すると三千万円相当と考える」と主張している。

金さん徒門司労災病院に入院中、主治医の兼崎暉医師(三)や在日韓国人の人権擁護運動を進めている大韓基督教小倉教会の崔昇華牧師(四四)に出会い「特別在留許可」ではいつまた退去強制が出るかわからない。日本の国家にいいようにふりまわされて、このままでは腹の虫がおさまらない。裁判で強制連行、強制退去の非を徹底的に告発したい」と訴訟に踏み切ることになった。

訴状を提出した金さんと「金鐘甲さんの裁判を進める会」の支援者十人は同日午前十時四十五分から福岡地裁で記者会見した。

金さんは言葉と体の不自由なため、崔牧師らが「この訴訟は戦後三十年、韓国人、在日朝鮮人六、三万人が日本そして国民に問うものだ」と裁判の意義を訴えた。

崔牧師は「韓国人、在日朝鮮人は"強制"という二字の裏みの中で生きてきた。金さんは"物"として扱われた。"強制"からの生還、人間としての生涯を取り戻すために訴訟を起こした。国籍は民族の概念ではなく、共同体の概念であるはずだ」と述べた。

その後、脳卒中のため門司労災病院で入院治療中の昨年八月、法務大臣に退去強制処分取り消しの再審査請願を提出したところ、同年十一月、再び「特別在留許可」を得て現在に至る。

金さんのこれまでの人生は戦前は"皇国臣民"として強制連行、強制労働によって日本国に奉仕させられ、戦後は一方的に外国人とみなされ、一貫して抑圧と強制を受け、耐えがたい苦しみの毎日だった。

"入管と縁を切りたい"

解説

「入管と縁を切りたい」―日本国籍確認訴訟を起こした金鐘甲さんがよく口にする言葉である。「この一言に凝縮されている」といってもいい。

金さんと同様に、戦時中の国家総動員の体制のもとで日本の植民地だった朝鮮から"連れてこられた人"は約百五十万人。それまでの"朝鮮人からの"地取り上げ"に続くものだった。

強制連行されてきた朝鮮人は牛馬同然にこき使われ、虐待を受けたが、金さんの場合、千島の飛行場建設に従事させられ、厳寒の中で一日たったの三時間の睡眠時間で強制労働をさせられている。「そのころの後遺症でこんな左半身マヒの体になってしまった」という金さん。

日本の敗戦で解放されたというものの決して金さんらの人権は十分に認められたとはいえない。

戦前、戦時中は"内鮮一体""皇国臣民"という名の下に一方的に「日本人」にさせられたが、今度は昭和二十七年四月から日本国籍を本人の意思も問うことなく奪われたのである。

昭和二十二年の外国人登録令で「当分の間、外国人とみなす」さらに昭和二十七年四月発効のサンフランシスコ条約第二条「日本国は朝鮮の独立を承認して…（中略）…朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」に基づいて。

これに対し支援グループは「世界人権宣言第十五条"何人も国籍を有する権利を有する。何人もほしいままにその国籍を奪われ、またはその国籍を変更する権利を否認されることはない"という規定にもとる行為であり、国際法違反である」と糾弾する。

こうした主張に基づいて金さんらは今回の日本国籍確認訴訟を通じて「日本が近代化してゆくなかで朝鮮を侵略し、いまだ国籍の決定権を踏みにじっている責任を問うていきたい」としている。

ところで、この日本国籍確認訴訟に対する周囲の目は必ずしも好意的とはいえない。民族の主体性と「日本国籍」とは矛盾するという在日朝鮮人の意見、さらに「朝鮮に帰ったらいい」「日本に帰化したらいい」という声も比較的良心的な日本人から聞かれる。

しかし、金さんらは十四歳になれば外国人登録をし、登録証はフロに入る時以外は常に持ち歩くことを要求されており、警官、入管職員などに提示を求められた時、持ってなければ懲役一年または三百万円以下の罰金刑が待っている。犯罪や政治活動に関連した場合、強制退去。

また、税金は日本人と同等に支払いながら、参政権はもとより、児童手当などの社会保障も不十分。公団住宅にも入れず、公務員はおろか生活のいろんな面で差別されている。

こうした現実の中で、金さんは日本国を相手取って訴訟を起こした。目に見えない大きな手でもみくちゃされた一人の人間が自分の意思、主張をもとに生きようという宣言でもある。また「崔牧師は厚い朝鮮人差別の壁を打ち破ろうとする一つの針の役目」ともいう。

（神園記者）

1976.3.19

編集後記

◆やっと二号発行にこぎつけた。一号からほぼ一年になる。遅くなって申しわけない。三月九日に事実上の初公判が開かれた。今回はほぼその報告である。

◆何の楽しみも奪われた病身の金さんが、ときどき医療保護でもらうわずかな金で、こっそりと楽しむ酒の問題は禁酒を強いる病院の中では、シャバの世界とちがって、のっぴきならぬ問題となってきた。金さんと主治医、現場の看護婦の対立、さらには病院秩序をおだやかに維持したい病院管理者との対立は最近は一層切迫してきた。従来この問題がもち上るたびに、金さんと主治医とのやりとり、さらに、現場の看護婦や婦長、病院長からの主治医に対して、金さんを強制退院にすることの働きかけがくりかえされてきた。主治医は金さんの諸事情に詳しく接しているため、強制退院にすることをさけてきた。しかし「金さんと酒」の中で述べられた事件をきっかけに、[redacted]労働省事業団中央本部に現場の看護婦が迷惑している問題としてもちこまれ、事業団理事より門司労災病院長に「朝鮮人患者を日本人患者以上に特別待遇するな」と強い注意が出された。このため、病院長は今後このような飲酒にともなうトラブルが発生した場合は、主治医に金さんを強制退院にするように業務命令を出すこと、それに従わなければ何らかの処分を行なう旨、通知してきた。現在この問題は一層鋭い衝突を生み出そうとしており私達日本人にさらに深く拡大する形で問題をつきつけており、毎週土曜日の例会で検討中である。

◆次回公判は七月九日　十一時　福岡地裁四〇二号法廷で開かれる。次回の法廷は傍聴席も広いのでぜひ多数の方の参加をお願いします。また、毎月一回、小倉大韓キリスト教教会で裁判研究会を開いています。こちらにも御参加ください。

◆過日「異邦人の河」(当会主催)を小倉で上映した。約三百人が参加。映画の中で外登証を破ることが日本人になることだという表現があったが、そこには我々は納得できないと感じた。むしろ破ることを日本で朝鮮人として生きるための証として是認したいのだから。

◆なお集会での発言の一部をページ数の都合上カットしたことをおわびします。

(K)

おしらせ

収　　入

前年度繰越金	16,051
入管と縁を切りたい1号売り上げ	24,460
カ　ン　パ	6,700
会　　費	7,400
計	54,611

支　　出

借入返済金（1号出版時）	50,000
裁判研究会資料費	4,500
ゼッケン，横断幕	3,750
印　刷　費	480
計	58,730

1976年5月10日現在　差引残高　　－4119円

会員が少ないので、資料の出版、研究会のある度に会計面でも困難であり、今回の「入管と縁を切りたい」2号も借入金でまかなわなければならない状況です。カンパもしくはこの運動に多数参加されることをお願いします。

連絡先　北九州市小倉北区赤坂3丁目3番地1号
延命寺教職員住宅102号
村　田　嘉　納
[redacted]
北九州市小倉北区白銀1－6－7
崔（チェ）　昌（チャン）　華
[redacted]


日本国は 金鐘甲
の日本国籍を確認